

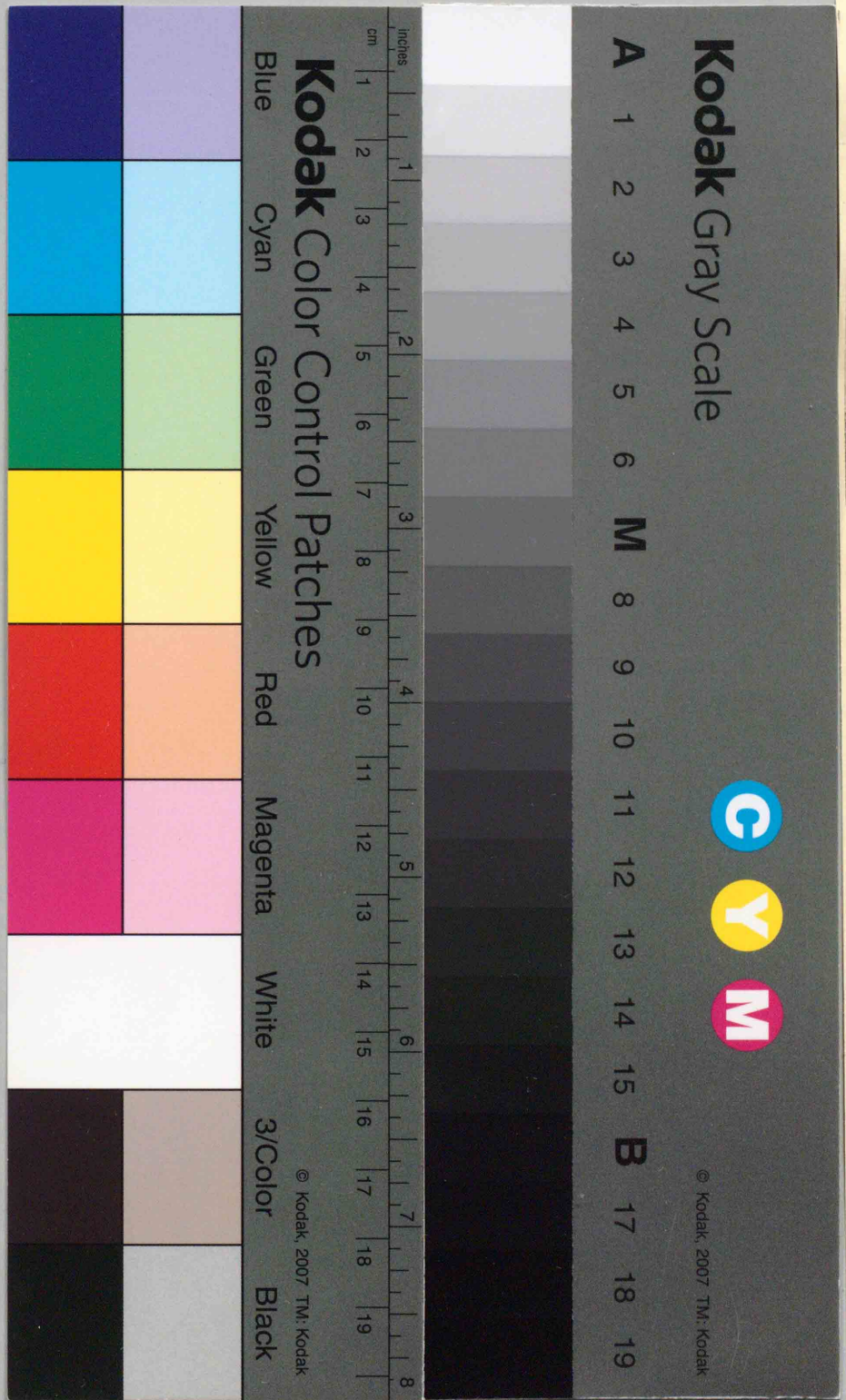
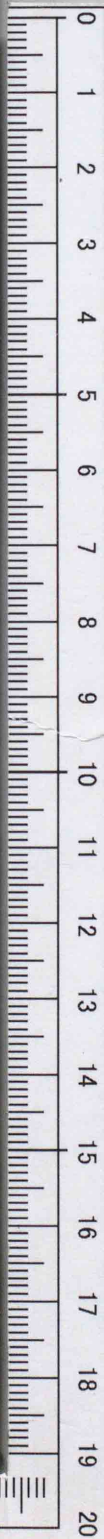
大正八年八月十一日  
高等小學校商業科  
文部省檢定

3b  
670  
K8

廣嶋縣教育會編纂  
新定  
商業教科書

卷一

東京  
合資會社  
六盟館



41115  
教科書文庫  
4  
670  
32-1919  
20000  
69021



資料室

濟定檢省部文

36  
670  
78

廣嶋縣教育會編纂

卷一

新定  
商業教科書

東京

合資  
會社六盟館





凡 例

- 一、本書は小學校令及び小學校令施行規則に準據し編纂したるものにして、高等小學校及び商業補習學校の商業科教科用書に充つるものとす。
- 一、本書は卷一、卷二及び簿記篇の三卷とし、卷一は第一學年に、卷二は第二學年に課し簿記篇は第一、二學年に適宜併用するものとす。
- 一、本書の内容は出來得るだけ實際的ならしめん事を力め、書式は、現在使用せらるゝ最新式のものを入して、總べて其の記入例を示し、郵便、電信、度量衡及び税關等に屬する部分は夫々其の當路者の校閱を経たり。
- 一、本書は從來發行せられたる他の商業教科書に比し、教材稍多けれども、一學年四十週、毎週教授時數を三時間以上とすれば容易に之を教授し終ることを得べし。
- 一、本書中説明の爲に掲げたる例と挿入したる書式の記入例と相一致せざるものあるは、これ生徒をして其の思想を練磨せしめんが爲に故らに變更せるものなれば、教授者は之が利用に注意せらるべし。
- 一、本書の教材配列につきては、稍系統を缺くの嫌あるべしと雖も、こは生徒の知識程



度に應ずるが爲難解の章は之を後に課せんがためなり。

大正七年十二月

廣島縣教育會

編纂委員識

新定 商業教科書 卷一目次

第一課 商業……………	一	第十三課 商業帳簿……………	二
第二課 商業の發達……………	二	第十四課 通貨(其の一)……………	三
第三課 商業の區別……………	三	第十五課 通貨(其の二)……………	六
第四課 小賣業及び卸賣業……………	五	第十六課 度量衡……………	七
第五課 商業資本……………	七	第十七課 內國郵便(其の一)……………	三
第六課 商業使用人……………	九	第十八課 內國郵便(其の二)……………	六
第七課 店舖……………	二	第十九課 郵便爲替……………	四
第八課 商號及び記號……………	三	第二十課 郵便振替貯金……………	四
第九課 廣告……………	三	第二十一課 郵便貯金……………	五
第十課 商品の仕入及び賣捌……………	五	第二十二課 電信……………	五
第十一課 荷造及び荷印……………	八	第二十三課 電話……………	五
第十二課 商業信書……………	九	第二十四課 賣買(其の一)……………	五



第二十五課 賣買(其の二)……………七  
 第二十六課 賣買(其の三)……………七  
 第二十七課 問屋……………七  
 第二十八課 仲立人及び運送店……………八  
 第二十九課 商標登録……………八  
 第三十課 特許意匠及び實用新案登録……………八

目次終

新定 商業教科書 卷一

廣島縣教育會 編纂

第一課 商業

土地には氣候風土の相違あり、人智には開化の高低あり。されば米に適するの地必ずしも棉を産するにあらず、石炭豊富なれども鐵に乏しき地あり、農業よく開けたれども工業の見るべきものなき國少からず。斯くの如く處により又人によりて其の生産する貨物を異にするが故に、互に有無を交換して長短相補ふにあらずれば、到底圓滿なる生活を得ること能はざるべし。然れども、貨物の生産者にして自らこれが需要者をたづね、又は己の欲する貨物の供給者を求めて、相互に満足をはからんとする如



きは實際に爲し得べからざるを以て、世の進歩するに隨ひ、需要者と供給者との間に立ちて直接に兩者の調和をはかり、或は間接にこれを幫助して、其の間に利得を得るを目的とする業務を生ずるに至れり。この業務を商業といひ、商業を營むものを商人といふ。商人の取扱ふ貨物は即ち商品なり。

### 第二課 商業の發達

太古の世は人民の生活甚だ簡單にして、食は漁獵にとり、獸皮を着、穴中に棲息する有様なりしが故に、この時代において、未だ商業と稱すべきものあらざりしかど、其の後人智漸く開け生活の法稍、進むに及び、互に物と物とを交換して其の満足を求むるに至れり。これを交易の起源とす。

物と物との交換は一見甚だ無雜作なるが如くなれども、其の實は幾多の不便あり。今其の主なる點を擧ぐれば、第一兩者の希望の

容易に一致し難きこと、第二たとひ希望は一致すとも分量に異動あること、第三貨物によりては適當の分量に分割し能はざること、第四分量は分割し得るともこれが爲に著しく價值を減ずるものある等是なり。されば此等の不便を除きて需要と供給との調和を圓滿ならしめんには、他に交換を媒介するものなかるべからず、これ貨幣といへる交換の媒介物を用ふるに至りし所以にして、これによりて商業も次第に圓滑に發達し、かくて今日の如き複雑なる商業組織を見るに至れり。

### 第三課 商業の區別

商業には、商品の賣買を營業となすもの、外、銀行業・運送業・倉庫業及び保險業等あり。

一、商品賣買業 商品の賣買を目的とする營業に卸賣商業・小賣商業及び賣買仲介業の三種あり。

商品賣買業



イ、卸賣商業とは主として生産者・商人を取引先とし、多量の商品  
を賣買する營業をいふ。

ロ、小賣商業とは卸賣商人又は生産者より商品を仕入れ、主に消  
費者を顧客とする營業をいふ。

ハ、賣買仲介業とは商品賣買の代理又は媒介をなし、其の勤勞に  
對して口錢即ち手数料を得るを目的とする營業にして、問屋業・  
代理商・仲立業等の別あり。

銀行業

二、銀行業 資産に餘裕ある人々より金錢を預り、これを需要者に  
貸付けて、受け入るゝ利金と、拂ひ出す利金との差を利得とし、主と  
して資金の融通を計ることを目的とする營業をいふ。

運送業

三、運送業 貨物又は旅客の運送をなして運賃を得るを目的とす  
る營業にして、陸上又は湖川・港灣に於て運送をなすものを陸上運  
送業と謂ひ、海上に於てなすものを海上運送業といふ。

倉庫業

四、倉庫業 寄託を受けて貨物を倉庫に保管し以て保管料を得る  
を目的とする營業をいふ。

保險業

五、保險業 偶然なる出來事によりて財産若しくは生命に被るべ  
き損害を填補し、一定の保險料を得るを目的とする營業にして、火  
災保險・運送保險・海上保險・生命保險等の別あり。

内國商業  
と外國貿  
易

又商業は其の行はるゝ地域によりて、内國商業と外國貿易とに分  
つことを得べし。内國商業とは一國內に於て行はるゝ商業を云  
ひ、外國貿易とは他國との間に於て行はるゝ商業を云ふ。  
其の他資本金の多寡によりて大商業と小商業とに分ち、又一定の  
店舗を有して商業を営むものと、一定の店舗なく諸方に商品を携  
へ行きて商業を営むものにより、居商と行商とに分つ。

第四課 小賣業及び卸賣業

商品賣買業たる小賣業及び卸賣業の區別は、規模の大小、取扱商品・

小賣業と  
卸賣業



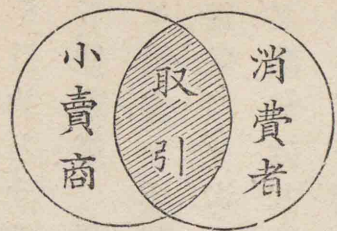
分量の多少等に依るにあらずして、主として、其の顧客の差異によるなり。

小賣業  
其の仕入  
小賣業の  
形態

小賣業 は卸賣商より商品の仕入をなすを常とすれども、中には直接生産者より仕入をなし、或は自ら生産に従事するものあり。而して田舎の小賣業は多種の商品を取扱ふもの多けれども、都會にては一種の商品のみを販賣するもの多し。されども近來大都

デパート  
メント  
ストア

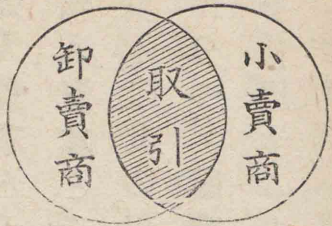
小賣業の  
特質



市に於てはデパートメントストアとて、大資本にて大規模の小賣業を営むものあるに至れり。このデパートメントストアは、顧客のあらゆる需要を立ち所に便せしむる仕組の小賣業にして、現金正札付販賣を其の特色となす。小賣業の顧客は多くは店舗所在地附近の消費者なれば、其の店舗は顧客の來集に便なるべき地點に設くるをよしとす。

卸賣業  
其の仕入

卸賣業の  
特質



卸賣業は、普通生産者より仕入れてこれを小賣商に販賣するものなれども、中には小賣をも兼ね營むものあり。されど卸賣業はもと一地方の事情に束縛せらるゝ必要なきものなれば、其の店舗は必ずしも顧客の來集に便利なる地點に置くを要せず、成るべく商品の發著に便なる場所に設くべし。

### 第五課 商業資本

資本の必  
要

商業は平和の戦争とも見做すべきものなれば、實戦に食糧、武器の必要なるが如く、商業の經營には必ず資本を要す。而して其の資本額は經營状態の異なるに隨ひて多少の差あれども、概して大なる資本を有するものは小資本のものに比し、有利なる場合多きは明かなり。然れども商業は商品のはけをよくし、其の賣上金を以て更に商品を仕入れて、これを速かに販賣するが如く經營すると



商業資本  
の意義及  
び種類

きは、其の投下せし資本は少額なりとも、この迅速なる運轉によりて大資本を投下したると同様の効果を現はすこととなるものなれば、資本の迅速なる運轉は商人の常に心掛くべきことなりとす。資本とは商業經營の爲に投じたる財産にして所謂商業の元手なり。資本として財産を投下するに自己の財産全部を以てするもあり、一部分を以てするもあり、又時には他人より借入れて資本に供するもあり。自己の財産を資本として下せる場合にはこれを元入資本と云ひ、他人より融通を得て營業に用ふる場合はこれを借入資本と云ふ。

固定資本

流動資本

資本は其の用ひらるゝ方面によりて固定資本と流動資本との二に分つ。固定資本とは、營業用の土地・家屋・什器・機械等の如く、これを使用するも直ちに其の形態及び効用は消滅せずして比較的永く存續するものを云ひ、流動資本とは、筆・紙・墨・金錢・商品等の如く、其の使用によりて直ちに形態及び効用を消滅するものを云ふ。普通商業經營に於ては、固定資本よりも流動資本を要すること多くなり。これ主として、商品の如き流動的性質のものに下さるゝによる。

### 第六課 商業使用人

事業發展  
の補助者

支配人

商業は其の規模の大なるに隨ひて、それ〴〵専門の知識技能を要するものなれば、業務の進展をはからんと欲せば必ず適當なる補助者なかるべからず。この補助者を商業使用人といふ。商業使用人は通常三種に區別す、即ち支配人・番頭・手代これなり。支配人は、主人に代りて其の營業に關する一切の行爲をなし得る所の極めて廣き權限を有する使用人にして、最も重要なる地位にあるものなれば、主人の許可なくして自己又は他人の爲に商業を營むことを得ざるものとす。而して主人は、支配人を定めたと



番頭  
手代

き又はこれを解任したるときは、本店又は支店所在地の區裁判所に其の登記をなすことを要す。

番頭・手代は支配人につぐ雇人にして、主人より委任せられたる特殊の事項に關してのみ代理權を有するものなり。而して番頭と手代とは法律上別段の區別なけれども、實際に於ては番頭は手代の上にある。(近時、支配人・番頭・手代の名稱に代ふるに部長・課長・書記の如き名を以てするものあり。)

この他、丁稚・小僧・見習など、稱するものは、多くは年齢若きものが將來商人たらんが爲に、商家に就きて實務を練習する場合に與へられたる名稱にして、主人又は支配人の命を受けて業務の一部を補助するものをいふ。

總べて商業使用人たるものは、誠實に業務に従事して信用の基礎をつくり、以て他日獨立自營せんことを心掛くべし。現時我が國

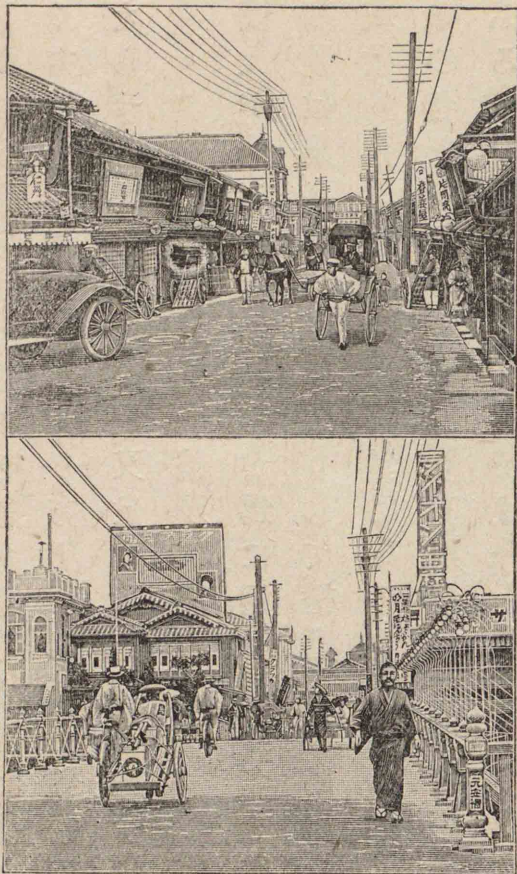
使用人の  
覺悟

店舗の位  
置及び構  
造

設備及び  
備品

### 第七課 店舗

の大商人にして、使用人より立身したるもの少からざるなり。



商業に於ける店舗の位置・構造に最も大なる注意を要するは小賣店にして、其の位置としては、往來繁き道路に面せる角屋敷を最も可とす、これ公衆に對して利用し得べき面積大なるが故なり。又店内の設備は、店内通路・陳列棚・賣場の

配置・換氣採光・點燈等の諸點に互り、營業上便利にして、顧客に快感



顧客吸收設備

を與ふるやう設計すべし。店舗の位置定まり、店内の設備整ひし上は、更に通行人の注意を惹く方法を講ずべし。其の方便として、商號附の看板を掲ぐるのみならず、尙進んで裝飾窓シヤウケン又は店頭裝飾を施すべし。

第八課 商號及び記號

商號の必要

商人が他店と區別せんが爲に用ふる呼名を商號又は屋號といふ。商號は出身地の關係よりして、播磨屋、廣島屋など、呼ぶものあり、或は貴金屬商店の尙美堂、書店の文泉堂の如く營業に關連せる意味の名を附するものあり、石川屋、柏原屋等の如く營業主の姓を用ふるものもあり。又近時は井上商店、田中商會等の如き商號を採るのみならず、時には鈴木太郎商店と云ふが如く氏名全部を用ふるものもあり。

商號の登記





商號は各自の任意に選定して使用することを得れども、同一市町

商號登記の效果

村内に營業する同業者が既に區裁判所に登記を経たるものは、これをを使用することを得ざるものとす。

多年同一の商號を用ひて、確實に營業を行ふときは、商號は其の店の信用を代表するに至り、終には高價を以て賣買せらるゝに至ることあり。

記號

商號以外に、營業を表示する爲に特別の記號を用ふることあり。例へば     の如し。記號は、商人が商業上に用ふる紋所とも云ふべきものにて、最も簡明に其の營業の何人によつてなされるゝやを示し、又類似商號の併存する場合に其の區別をなし得る所の重寶のものなり。

第九課 廣告

廣告

商人が其の業務の繁榮を計る爲に、販賣商品及び其の特長等を廣く世間に知らしむる手段を廣告といふ。第七課に述べたる看板



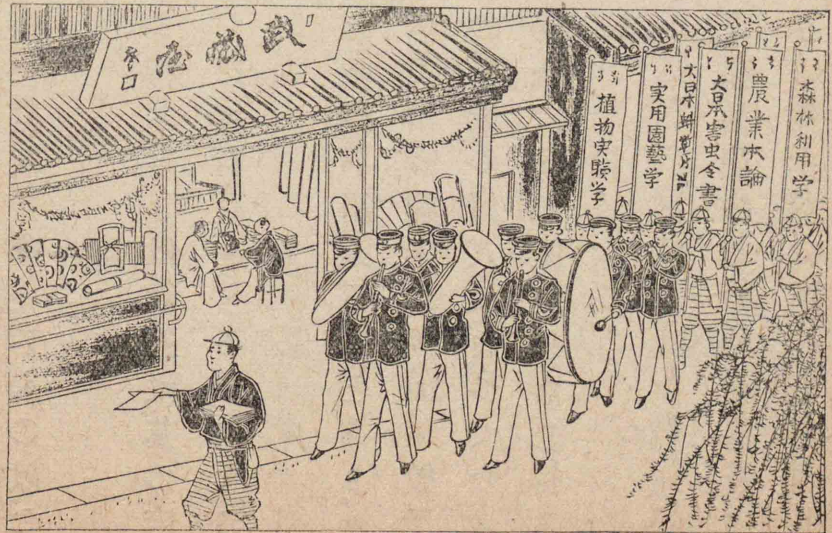
廣告の種類

店頭裝飾又は裝飾窓の如きは、僅かに一小部分の人に廣告し得るのみなれば、商業の性質・規模の如何によりては、樂隊・東西屋を市内に廻し、引札を配り、市中要所に繪ビラを貼付し、更に廣告郵便を利用し、進みて新聞・雜誌にも廣告をなすべし。

廣告方法の作製上、注意すべき主なるもの二三を擧ぐれば、

**看板** 文字看板と繪看板たるを問はず、眞面目なる内に人目を惹くの趣向を凝らすべし。

**店頭裝飾裝飾窓** も亦店の品格を



廣告作製上の注意

看板

店頭裝飾

裝飾窓

引札

新聞・雑誌廣告

仕入

卸賣業と小賣業との仕入

代表するものなれば、奇抜に失することなく、輕佻の風なきを期すべし。

**引札廣告** は、其の文意を對手の記憶に留めしめんには、用紙・體裁・文章等に十分の注意を拂ふべし。

**新聞・雑誌の廣告** これ總べての商人の用ふるものにあらずれども、廣告としては最も重要にして、最も有效なる方法なり。されど徒らに廣告面の大なると、掲載度数の多きを以て能事畢れりとなすが如きは、決して嘉すべきことにあらず。

第十課 商品の仕入及び賣捌

商品の仕入は、卸賣業と小賣業とによりて多少趣を異にし、單に時期の上より云ふも、卸賣業者は、他の注文を受けたる後に於て仕入をなすも敢へて遅しとせざれども、小賣業にありては、先づ商品を陳列して顧客の來集を待つものなれば、可成時好に適したる商品



を選定してこれを仕入れ置かざるべからざるが如し。卸賣業と雖、常に他の注文を待ちてのみ仕入をなすものに非ずして、價安きとき、又は將來の高價を豫想し得るとき、の如きは見越仕入をなすことあり。

一般商業上の利益は、其の大半は仕入によりて定まれる者にして、世に『巧みに買はれたる商品は半ば賣れたるに同じ』と云へる所より見るも明かなるべし。故に仕入は、營業主自らこれを行ふか、或は技倆と經驗とを有する適當の人をして其の任務に當らしむるを肝要とす。

仕入をなすに當りて第一に考ふべきは、時期及び場所なり。時期に就いては現に其の商品の需要多き時、若しくは將來騰貴の見込ある時を選ぶべく、而して或商品の需要状態、將來の見込等は世間一般の景氣嗜好、其の商品の市場に於ける在高代用品の有無、同業

仕入の時  
期

仕入の場  
所

者の競争如何等を精密に研究して決すべし。

次に仕入の場所は、廉價にして品質良好なるものを販賣する所に就きて定むるを最も適當とすれども、如何に品質良好、價格低廉なりとも、遠距離なるか、又は運送機關の不備なるか等によりて、巨額の運賃を要する場合には、更にこれを他に求むべし。これ運賃は商品の元價に算入せらるゝものなればなり。

商品を仕入れたる上は、速かにこれを販賣して利益を得んことを努めざるべからず。販賣上の第一條件は公正なる賣價を定むることなり。假令他に競争者なくして獨占販賣なりとも、餘りに巨利を貪りて高價に販賣するときは、やがて代用品を生じて、ついに販路を閉ざさるゝに至るべく、況して競争激しき場合に於ては、極めて薄利を以てするにあらざれば、到底競争に打勝つこと能はざるべし。

販賣  
價



賣價の決定  
正札及び符牒付

商品の賣價を定むるには、普通仕入元價及び保存販賣費用並に一定の利益を基として算定するものとす。  
又商品の價格は、これを正札に表し、或は符牒にて示し、決して掛値なく、總べての顧客に對し同一價格を以て販賣すべし。掛値ありと知るときは、顧客もこれを値切るべく、爲に無益の押問答に時間を浪費するのみならず、かくの如きは決して信用を博する所以に非ざるなり。

掛値なし、現金拂、薄利多賣を主義とし、眼前の利益に迷はず永遠の利益を計るは商人の最も心得べきこととす。

第十一課 荷造及び荷印

商品の發送をなすには、先づ適當の包裝即ち荷造をなすべし。荷造不完全なるときは、運送の途中に於て、或は減量漏損を來し、或は拔荷・換荷の難に遭ふことあり。時としては多額の運賃支拂を餘

荷造の不完全による弊害



藥種問屋の荷造



化粧品の問屋の荷造



荷印と其  
の效用

儀なくせらるゝこともあり。又荷造の材料其の物が仕向地に特殊の需要あるが爲に、其の特別材料を用ひざれば商品の取引なきが如き場合もあり。されば荷物の種類によりて荷造材料と方法とに十分の注意を拂はざるべからず。

荷造をなしたる商品には、合印を記載するを普通とす。これを荷印といふ。荷印は荷物の山積せる場合に、其の出荷人仕向地等を簡單明瞭に識別することを得るのみならず、運送者が運送状と荷物とを引合すにも甚だ便利なるものなり。我が内地向貨物にありては普通出荷商店記號及び荷受商店を記し、外國向貨物にありては荷受主指定の記號を記し、函番號仕向港等を附記す。

## 第十二課 商業信書

現今は商業取引の範圍益、擴大して、幾多の取引は多くは文書によりて行はるゝが故に、信書の作成・整理・保存には殊に注意せざるべ

文書の必  
要

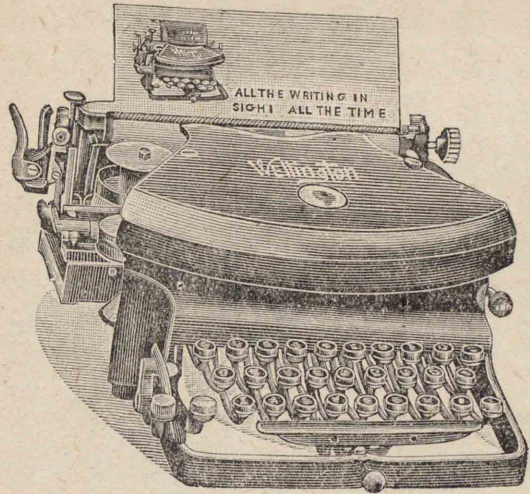


商業信書  
作製上の  
注意  
信書の複  
寫

返信の必  
要

からず。

商業信書は、文字を明瞭に認め、文章を簡明にし、書損・挿字等をなさざる様注意すべし。又發送の信書は悉く寫書を取り置き、後日の参考に供すべし。(寫字機・複寫機又は炭素紙を用ふれば、勞少くしてよく目的を達し得。)



すべて返信を要するものは必ず迅速に發送すべし。これ商業取引を圓滑に行ひ、其の發展を計るに缺くべからざる要件なり。但し他に問合せの必要等ありて、即時確答をなし能はざる場合には、其の旨の返信をなし置くべし。何となれば商取引には一刻を争ふ場合ありて、臨機應變の手段を採る

商業信書  
の保存

必要あればなり。

商業信書は商業上の重要な證據書類なれば、我が法律に於ては、これを十箇年間保存すべきことを命じたり。信書の保存には、事件別・地方別・年月別或は人名別によりて整理することあれども、最も多く行はるゝは年月別なり。而して特に取引大にして來信多き取引先の信書は、これを區別して整理するを便とす。

商業信書  
用紙

商業信書用紙は從來一般に卷紙を用ひたれども、今は店名營業所名・營業科目・電話番号・電信略號・振替口座番號等を印刷したる半紙半切及び罫紙を用ひるもの多し。これ整理保存の上にも極めて便利にして同時に廣告の目的をも達し得ればなり。

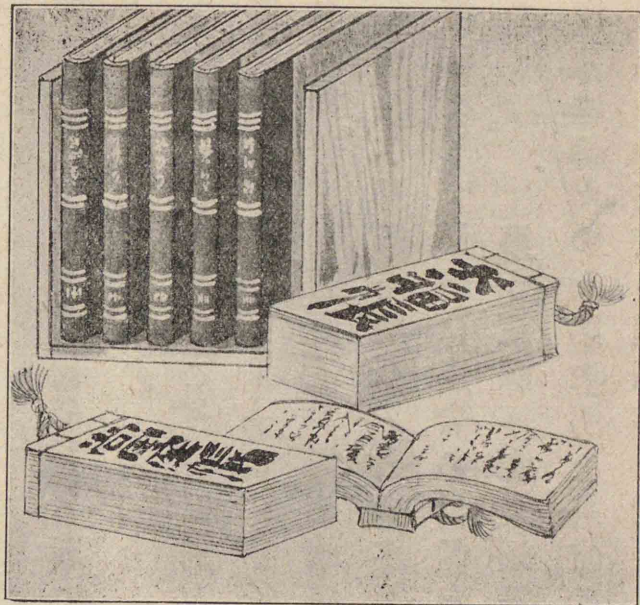
### 第十三課 商業帳簿

商人は日々の商業取引を一定の帳簿に記録して、其の仕入・販賣をはじめ、損益貸借關係等を明かにし、以て財産の變動を知るのみな

商業帳簿  
の必要と  
効果



商業帳簿の種類



商業帳簿組織

組織甚だ簡單なれども商業帳簿として記入の正確を期し難き虞あるのみならず、計算上にも手数を要すること大なれば、現今に

らず、現在の結果より推して將來の計畫を立つる參考となすべし。商業帳簿は、商業の種類、規模の大、小、事務の繁閑等によりて一様ならざれども、最も普通なるものは、日記帳・仕譯帳・元帳・商品仕入帳・商品賣上帳・金錢出納帳等なり。又一定の會計年度末には財産目錄・貸借對照表等を作製すべし。

從來一般の商店に用ひられたる

大福帳及び當座帳等は、其の帳簿

ては大會社は固より普通の商店にても、漸次簿記法に依る帳簿を用ふるに至れり。

商業帳簿の保存

商業帳簿は、商業上の紛議起りたる場合に於ては、裁判上最も重要な證據物となるものなれば、商業信書と同じく十年間保存すべき義務あり。

### 第十四課 通貨 (其の二)

貨幣の發生及び發達

貨幣は物々交換の不便を避くるために、交換の媒介物・價格測定の標準となすの目的を以て採用せられたるものなり。而して其の初めは貝殻・家畜・獸皮・稻又は布等を用ひたれども、これらの物品は貨幣としては幾多の缺點あるを以て、現今文明の諸國は何れも金屬を以て貨幣を造るに至れり。

交換の媒介物・價格測定の標準として自由に通用し得る貨幣を總稱して通貨と云ふ。通貨を鑄造貨幣及び紙幣の二種に分つ。

通貨の意義



鑄造貨幣

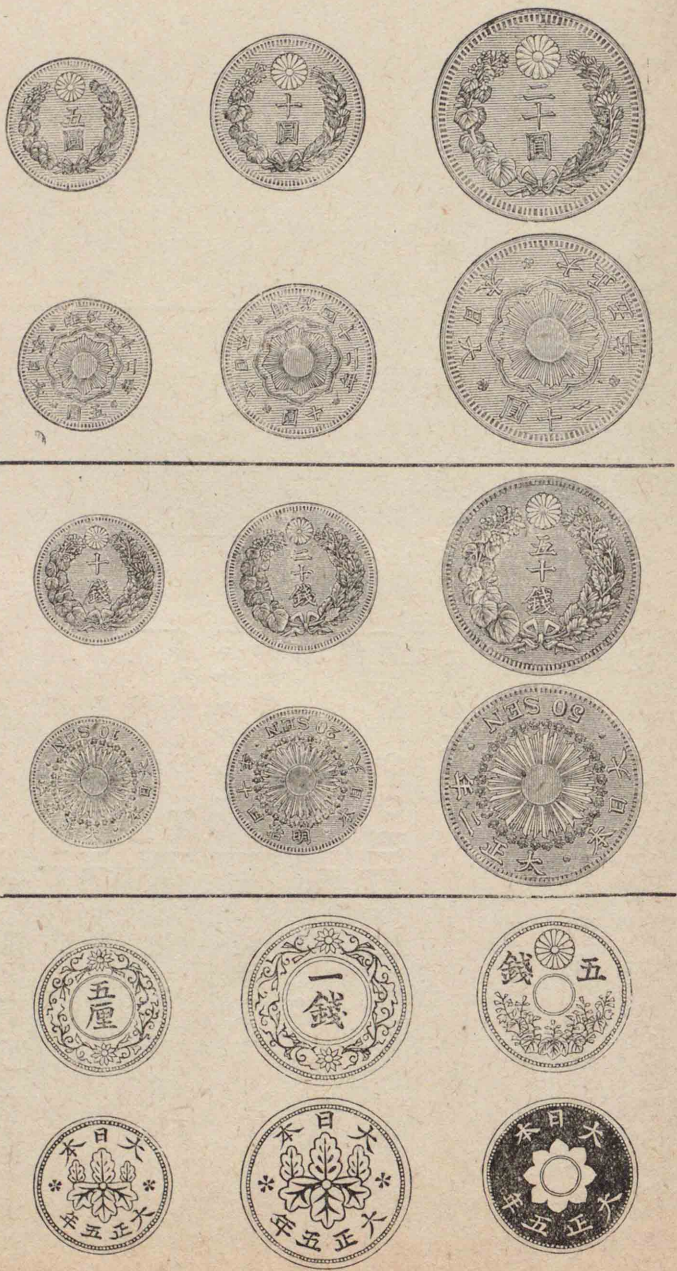
鑄造貨幣とは法律を以て定められたる品位量目形式に隨ひて鑄造せられたる金屬貨幣にして、これを本位貨幣及び補助貨幣の二種に細別す。

本位貨幣

本位貨幣とは貨幣の面に記しある價格と地金の價格との一致せる貨幣をいふ。本位貨幣は制限なく何程の多額にても支拂に供し得るものなるが故に、一に無制限法貨とも稱す。我が國に於ては金貨を以て本位貨幣と定め、純金の目方二分を價格の單位となしてこれを圓と稱す。金貨には五圓、拾圓、貳拾圓の三種あり。

補助貨幣

補助貨幣とは少額の支拂に供せんが爲に本位貨幣を補助する目的を以て鑄造したるものなり。補助貨幣は其の面に記しある價格よりも地金の價格が低きものなれば支拂額に制限あり、故に制限的法貨とも稱す。我が國に於ては銀貨、白銅貨及び青



銅貨の三種を以て補助貨幣と定め、其の支拂制限額は銀貨は拾圓迄、白銅貨及び青銅貨は壹圓迄なりとす。



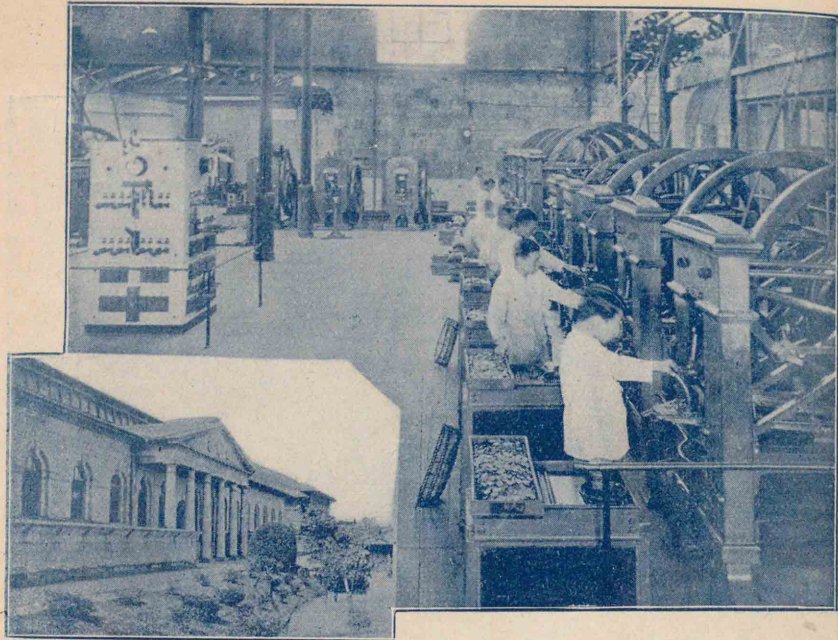
現今流通せる各貨幣の品位量目を示せば左表の如し。

鑄造貨幣

第十五課 通貨 (其の二)

補助貨幣		本位貨幣	
青銅貨	白銅貨	銀貨	金貨
錫	銅	純銀	純金
○・○・四	○・九・五	○・八	○・九
五厘	壹錢	○・七二	貳拾圓
○・○・一	○・〇・〇・〇	○・二八	拾圓
五厘	○・一・四	○・二五	五圓
	○・七五	○・二二	一圓
	○・二五	○・二〇	一圓
	○・七五	○・一八	一圓
	○・二五	○・一六	一圓
	○・七五	○・一四	一圓
	○・二五	○・一〇	一圓
	○・七五	○・〇八	一圓
	○・二五	○・〇六	一圓
	○・七五	○・〇四	一圓
	○・二五	○・〇二	一圓
	○・七五	○・〇一	一圓

紙幣とは、法律を以て通貨の性質を與へられたるものにして、鑄造貨幣の代用をなす信用證券の一種なり。從來我が國內地に於て流通せし紙幣は、日本銀行の發行にかゝる兌換銀行券のみなりし



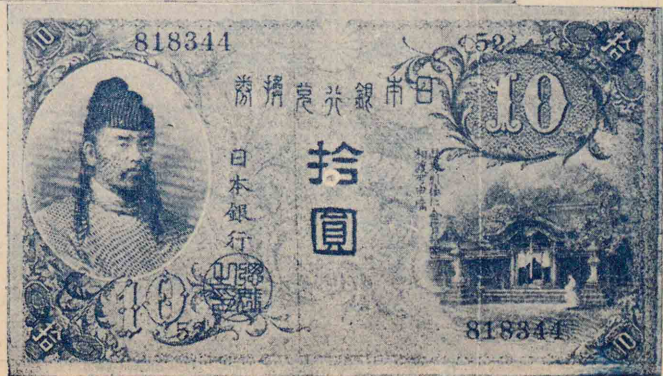
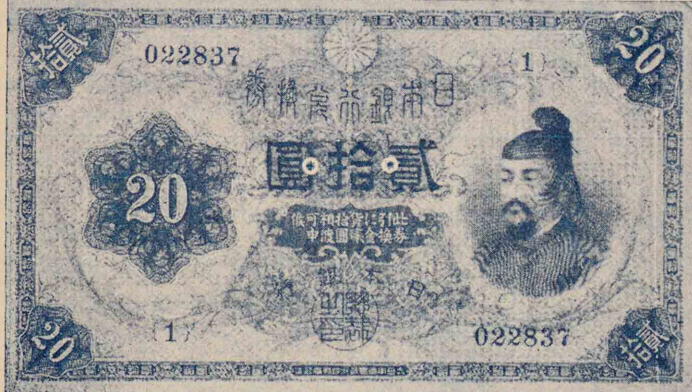
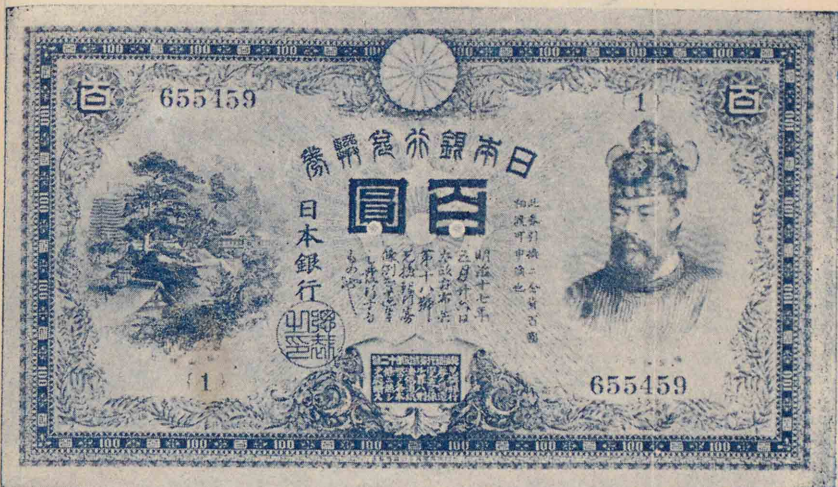
大阪造幣廠と貨幣鑄造



東京印刷局



紙幣



兌換券の性質

兌換券の種類

特殊兌換券發行銀行

が、近來補助貨の拂底甚だしきを以て、政府はこれを緩和する目的を以て、新に十錢・二十錢・五十錢の小額紙幣を發行せり。

兌換銀行券は其の發行者に於て正貨引換の義務を負ふものなるが故に、券面に「此券引換に金貨何圓相渡可申候」と明記しあり。されば日本銀行が兌換銀行券を發行するに就いては、兌換銀行券條例の定むる所に隨ひ、常に相當の正貨を準備し置くものとす。

兌換銀行券の種類は、壹圓・五圓・拾圓・貳拾圓・五拾圓・百圓・貳百圓の七種なれども、現今世間に流通せるものは、壹圓・五圓・拾圓・貳拾圓・百圓の五種なり。

日本銀行の發行する兌換券の外、臺灣銀行は臺灣に於て、朝鮮銀行は朝鮮及び滿洲に於て、法律の規定により各其の地方にのみ流通する特殊兌換銀行券を發行せり。

第十六課 度量衡



度量衡の必要

度量衡は物の寸法・容積・重量等を計量する器なるが故に、其の正否は單に個人の利害に止まらず、社會の公益上實に重大なる關係あり。されば何れの國に於ても計量を統一する爲に度量衡の基本を定め、度量衡の製作・修覆・販賣及び使用等については嚴重なる檢定及び取締をなせり。

我が國度量衡の基本及び原器  
現行度量衡の種類

我が度量衡法に於ては、度量は尺、衡は貫を以て基本と定め、其の原器は白金と「イリヂム」との合金製の棒及び分銅より成り、其の棒の面に記したる標線間の攝氏〇・一五度に於ける長さの三十三分十を尺とし、分銅の質量の四分十五を貫と定む。而して現行の度量衡は尺貫法度量衡「メートル」法度量衡「ヤード、ポンド」法度量衡及び鯨尺の四種とす。

度量衡器の種類

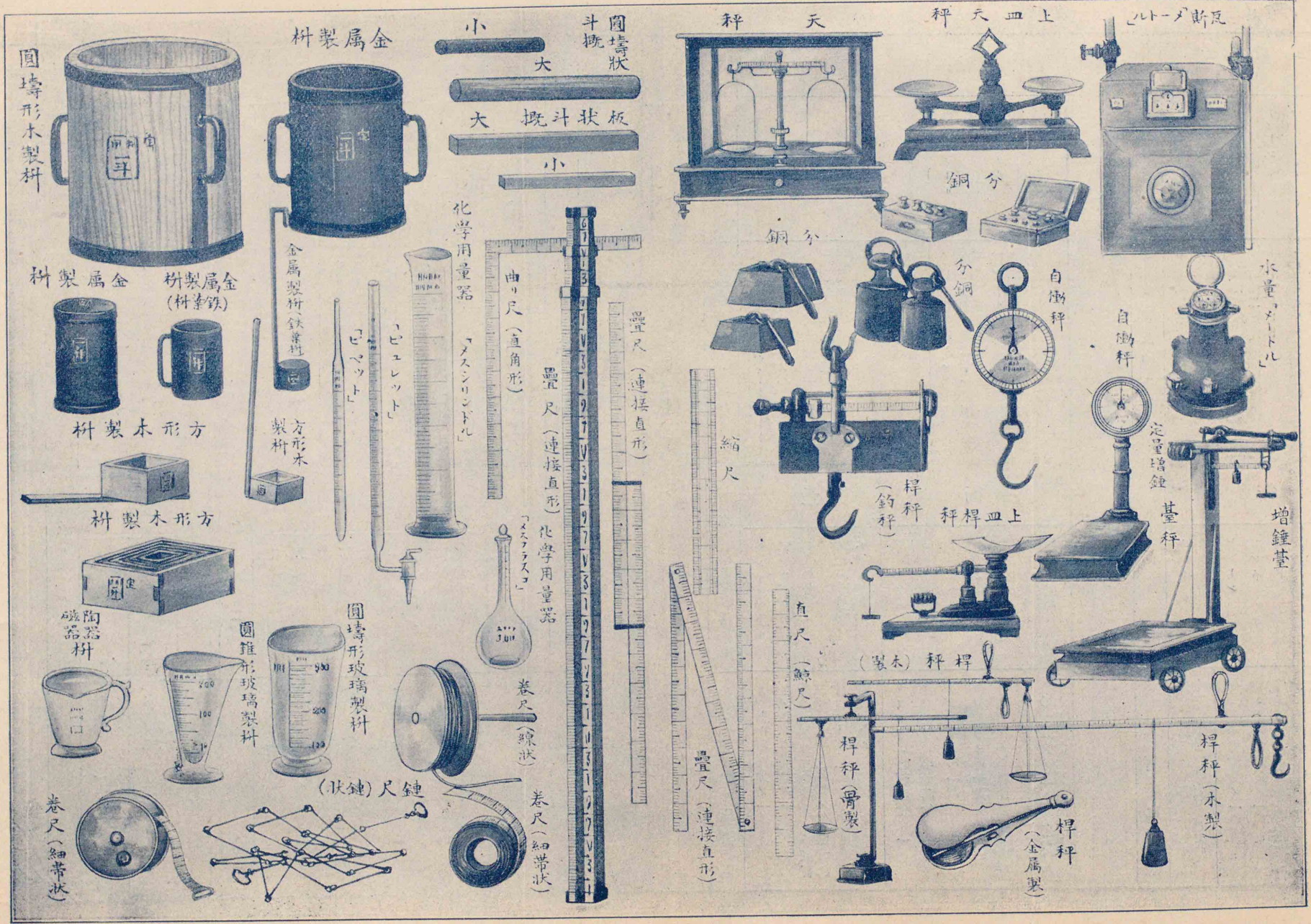
度器の種類 (度器は長さを計るに用と)

尺貫法度量衡		名		命		位	
名	稱	名	稱	名	稱	名	稱
度	鯨尺	度	尺	量	斗	衡	斤
同	寸分	同	寸分	同	石斗升合勺	同	斤貫忽分厘毛
命位及び比較	鯨尺、尺の百分ノ一 尺の十分ノ一	命位及び比較	尺の百分ノ一 尺の十分ノ一	命位及び比較	尺の百分ノ一 尺の十分ノ一	命位及び比較	尺の百分ノ一 尺の十分ノ一
地積		度		量		衡	
町段畝歩又ハ坪	合勺	里町間丈尺寸分厘毛	十尺 六尺 三百六十尺 一萬二千九百六十尺	勺合升斗石	毛厘分忽貫斤	勺合升斗石	毛厘分忽貫斤
地租條例に は土地の丈 量に歩畝 段町を用ひ 宅地には坪 合勺を用ふ と規定す	歩の百分ノ一 歩の十分ノ一 三十六平方尺 三十歩 三百歩 三千歩			升の百分ノ一 升の十分ノ一 六萬四千八百二十七立方分 十升 百升	貫の百萬分ノ一 貫の十萬分ノ一 貫の一萬分ノ一 貫の千分ノ一 百六十忽		
名	稱	名	稱	名	稱	名	稱
命位及び比較	鯨尺、十尺	命位及び比較	尺の四分ノ五	命位及び比較	尺の四分ノ五	命位及び比較	尺の四分ノ五



本及び原  
器  
現行度量  
衡の種類

度量衡器の圖



器は白金と「イリヂウム」との合金製の棒及び分銅より成り、其の棒の面に記したる標線間の攝氏〇・一五度に於ける長さの三十三分十を尺とし、分銅の質量の四分十五を貫と定む。而して現行の度量衡は尺貫法度量衡「メートル」法度量衡「ヤード、ポンド」法度量衡及び鯨尺の四種とす。

度量衡器の種類

度器の種類 (度器は長さを計るに用ふ)



尺貫法度量衡

名	命位	名	命位
毛厘分尺寸丈間町里	尺の一萬分ノ一 尺の千分ノ一 尺の百分ノ一 尺の十分ノ一	勺合升斗石	升の百分ノ一 升の十分ノ一 六萬四千八百二十七立方分 十升 百升
勾	歩の百分ノ一	斤	貫の百萬分ノ一 貫の十萬分ノ一 貫の一萬分ノ一 貫の千分ノ一
歩又六坪	歩の十分ノ一 三十六平方尺	匁	百六十匁
畝	三、十歩	分	
段	三、百歩	厘	
町	三千歩	尺	
里	一萬二千九百六十尺 三百六十尺 六十尺	寸	
間		分	
丈		厘	
尺		毫	
寸		毛	

鯨尺

名	命位及び比較	名	命位及び比較
鯨尺	尺の百分ノ一	鯨尺	尺の四分ノ五
寸	尺の十分ノ一	丈	鯨尺、十尺

メートル法度量衡

名	命位及び比較	名	命位及び比較
ミリメートル	メートルの千分ノ一	センチリットル	リットルの百分ノ一
センチメートル	メートルの百分ノ一	デシリットル	リットルの十分ノ一
デシメートル	メートルの十分ノ一	リットル	升の二千四百〇二分ノ千三百三十一(即ち五合五勺四三三)リットル
メートル	尺の十分ノ三十三(即ち三尺三寸)	デカリットル	百リットル
デカメートル	十メートル	ヘクリットル	
ヘクトメートル	百メートル	ミリグラム	キログラムの百萬分ノ一
キロメートル	千メートル	センチグラム	キログラムの十萬分ノ一
ヘクタール	百アールの百分ノ一	デシグラム	キログラムの一萬分ノ一
アール	歩の四分ノ百二十一(即ち三十歩二合五勺)	グラム	キログラムの千分ノ一
センチアール	十歩二合五勺	テカグラム	キログラムの百分ノ一
ヘクタール	百アール	ヘクトグラム	キログラムの十分ノ一
		キログラム	貫の十五分ノ四(即ち二百六十六匁六分六厘六毛六)

ヤード、ポンド法度量衡

名	命位及び比較	名	命位及び比較
インチ	ヤードの三十六分ノ一	ガロン	升の五萬分ノ十萬四千九百二十三(即ち二升九勺八四六)
フット	ヤードの三分ノ一	ゲレイン	ポンドの七千分ノ一
ヤード	尺の一萬二千五百分ノ三萬七千七百十九(即ち三尺一分七厘五毛二)	オンス	ポンドの十六分ノ一
チェーン	二十二ヤード	ポンド	貫の三千二百二十五分ノ三百七十八(即ち百二十九分九厘六毛二)
マイル	千七百六十ヤード	トン	二千二百四十ポンド

直尺

竹木金屬骨象牙玻璃「セルロイド」にて作る。俗に「玉尺」「ノギス」「挾ミ尺」「引掛尺」と稱するものもこの種類なり。

曲り尺

俗に「指し金」と稱す、洋服裁縫用には木を以て作りたるものを用ふ。

疊尺

俗に「折れ尺」又は「接ぎ尺」と稱し、携帶に便する爲に折り疊み得る様に作りたるものなり、又俗に「箱尺」「身長計」と稱するものもこの種類なり。

巻尺

金屬又は麻布竹等にて作り、物の周圍を度り、又は土木測量に用ふ。其の形細帶狀又は線狀のものあり、携帶に便する爲に多く函の中に巻き納む。



名		命位及び比較		名		命位及び比較												
度	ミリメートル センチメートル デシメートル メートル デカメートル ヘクトメートル キロメートル	メートルの千分の一 メートルの百分の一 メートルの十分の一 尺の十分ノ三十三(即ち三尺三寸) 十メートル 百メートル 千メートル	センチリットル デシリットル リットル デカリットル ヘクリットル	リットルの百分の一 リットルの十分の一 升の二千四百〇一分ノ千三百三十一(即ち五合五勺四三三)十リットル 百リットル	積地	アール ヘクタール	アールの百分ノ一 歩の四分ノ百二十一(即ち三十歩二合五勺) 百アール	量	グラム デシグラム グラム デカグラム ヘクトグラム キログラム	キログラムの百万分ノ一 キログラムの十万分ノ一 キログラムの一万分ノ一 キログラムの千分ノ一 キログラムの百分ノ一 キログラムの十分ノ一 貫の十五分ノ四(即ち二百六十六匁六分六厘六毛六)ノ一	衡	トン	命位及び比較	名	命位及び比較			
度	インチ フット ヤード チェーン マイル	ヤードの三十六分ノ一 ヤードの三分ノ一 尺の一萬二千五百分ノ三萬七厘五毛二 二十二ヤード 千七百六十ヤード	ガロン クレーン オンス ポンド	升の五萬分ノ十萬四千九百二十三(即ち二升九勺八四六)ノ一 ポンドの七千分ノ一 ポンドの十六分ノ一 貫の三千二百二十五分ノ三百七十八(即ち百二十五分九分六厘)ノ一 二千二百四十ポンド	直尺	竹木金屬骨象牙玻璃セルロイドにて作る。俗に「玉尺」「ノギス」「挾ミ尺」「引掛尺」と稱するものもこの種類なり。	曲り尺	俗に「指し金」と稱す、洋服裁縫用には木を以て作りたるものを用ふ。	疊尺	俗に「折れ尺」又は「接ぎ尺」と稱し、携帶に便する爲に折り疊み得る様に作りたるものなり、又俗に「箱尺」「身長計」と稱するものもこの種類なり。	卷尺	金屬又は麻布竹等にて作り、物の周圍を度り、又は土木測量に用ふ。其の形細帶狀又は線狀のものあり、携帶に便する爲に多く函の中に巻き納む。	鏈尺	鋼鐵にて作り、其の形鏈狀をなし、目盛の標識として眞鍮片を附す、土木測量に用ふ。	縮尺	或長さの割合を目盛したるものにして、主として縮圖に用ふ。直尺と同じく目盛の部分直形なれども、其の目盛の割合例へば $\frac{1}{10}$ を記しあるを以て直尺と區別し得べし。俗に裁縫用の雛形尺、足袋用の「文尺」又は鑄型を作るに用ふる「鑄型尺」と稱するものもこの種に屬す。	量器の種類	(量器は容さを計るに用ふ)

直尺 竹木金屬骨象牙玻璃セルロイドにて作る。俗に「玉尺」「ノギス」「挾ミ尺」「引掛尺」と稱するものもこの種類なり。

曲り尺 俗に「指し金」と稱す、洋服裁縫用には木を以て作りたるものを用ふ。

疊尺 俗に「折れ尺」又は「接ぎ尺」と稱し、携帶に便する爲に折り疊み得る様に作りたるものなり、又俗に「箱尺」「身長計」と稱するものもこの種類なり。

卷尺 金屬又は麻布竹等にて作り、物の周圍を度り、又は土木測量に用ふ。其の形細帶狀又は線狀のものあり、携帶に便する爲に多く函の中に巻き納む。

鏈尺 鋼鐵にて作り、其の形鏈狀をなし、目盛の標識として眞鍮片を附す、土木測量に用ふ。

縮尺 或長さの割合を目盛したるものにして、主として縮圖に用ふ。直尺と同じく目盛の部分直形なれども、其の目盛の割合例へば $\frac{1}{10}$ を記しあるを以て直尺と區別し得べし。俗に裁縫用の雛形尺、足袋用の「文尺」又は鑄型を作るに用ふる「鑄型尺」と稱するものもこの種に屬す。



木製

圓壩形と方形とあり、方形は一升以下に限る。用途により穀用液用雜用の三種に分つ、穀用の表記なきものは穀類を、液用の表記なきものは液類を計るに使用するを得ず。

金屬製

牛乳油等を計るに便にして用途に制限なし、其の内面に錫「ニッケル」アルミニウム又は珪瑯等を塗りたるものあり。

玻璃製

酒醬油水藥其の他の液類を計るに便利なり、目盛なきすり切りのものと目盛をなせるものとの二あり。

磁陶器

玻璃製と同様に頗る便利なるものなり。

斗

概

圓壩状と板状とありて、圓壩状は穀類の計量に、板状は粉状物の計量に用ふ。

化學用量器

メスフラスコ「ピベット」ビュレット「メスシリンドル」の四種ありて、化學上の分析に用ふ。

瓦ス「メイトル」は瓦斯の使用量を、水量「メイトル」は上水の使用量を計るに用ふ。

衡器の種類 (衡器は重さを計るに用ふ)

秤

天 秤精密なる計量を要する場合に用ふ。

上皿天秤皿が秤の上方にありて用途は天秤と同一なり。

臺秤

定量増錘附のものとならざるものとあり、定量増錘には大中小の別ありて、それら一定錘の表記ある臺秤に限り使用し得るものとす。而して定量増錘附に在らざる臺秤にありては桿に附したる番號と増錘に附したる番號と一致することを要す。

上皿桿秤

これ亦定量増錘附のものとならざるものとありて、使用上に關する注意は臺秤に同じ。

十分秤 天秤上皿天秤と同じく分銅を用ひて物の重量を計るものなり。

桿秤

樞、黒檀紫檀等の木材、骨象牙、金屬等を以て作る。桿秤にも亦定量増錘附のものとならざるものとあり、後者は桿に附したる番號と錘に附したる番號と一致するに在らざれば使用することを得ず。

自動秤 粗大なる計量には至極便利なり。

分

銅 天秤又は上皿天秤の一方の皿に載せて使用する。

桿秤の錘の重量が其の秤の秤量(其の秤にて計り得る最大量)に應じて一



定量錘

定せるものを定量錘と稱し、衡器の一種にして、これに附したる秤量表記と定量錘附桿秤に附したる秤量表記と相一致すれば其の何れにも使用し得べく、随つてこれに番號を附せざるものなり。

定量増錘

臺秤及び上皿桿秤の増錘にして、重量の一定せるものあり、これを定量増錘と稱す、定量錘と同じく衡器の一種にして、臺秤に附屬するものには大中小の別あること、臺秤の説明中に述べたるが如し、上皿桿秤に附屬するものには定量錘の表記あり。而して其の表記と定量増錘附臺秤及び上皿桿秤に附記したる表記と一致するに於ては何れの臺秤又は上皿桿秤にも使用し得るのみならず、紛失又は破損したる場合にこれが補充をなし得るの便あり。

度衡器に附する證印の種類

檢定證印と稱し、檢定に合格したるものに附す。

檢定の有効期限を表示する檢定證印なり。(數字の左方は年、右方は月を示す、此の證印は前記檢定證印の下に附す)

檢査済印と稱し、第一種取締に合格したるものに附する印にして、輪



7.4

7



廓内の數字は其の年の下位の數字を用ふ。  
檢定消印と稱し、檢定證印の抹消に用ふ。

商品の相場は一定の單位によりて建つるものなり。而して單位は個數を以てするものと、度量衡器の基本を以てするものとありて、商品の種類により、一様ならざるのみならず、同一の商品にても取引額の多少、或は地方の習慣等によりて差あり。例へば白米の小賣相場は東京にては壹圓に付何升何合と稱すれども、關西地方にては一升到付何拾何錢何厘と呼ぶが如し。  
相場を建つるに標準となる單位を總べて相場建と謂ふ。

第十七課 内國郵便 (其の一)

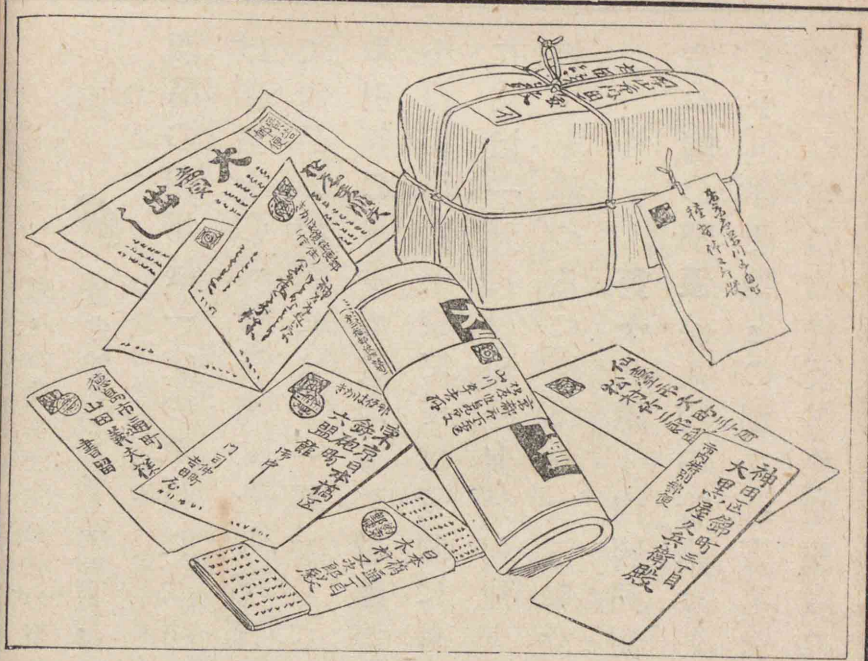
我が國の郵便は政府の管掌する所なり。郵便物には通常郵便物と小包郵便物との別あれども、公安を害し、風俗を亂すべき文書、圖畫、其の他の物件及び郵便吏員に危害を加へ、又は他の郵便物に損

郵便事業  
郵便物の  
區別及び  
郵便物と



して差出す事を得ざる物件

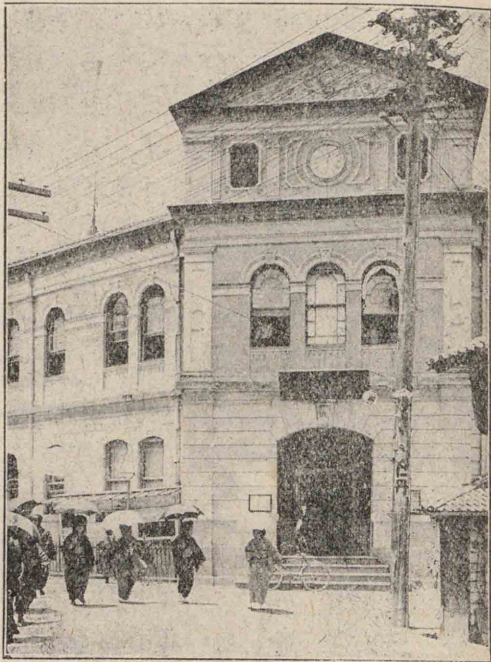
郵便物の種類



害を與ふる虞ある爆發性・發火性、其の他の危險性を有する物件の外は、總べて郵便物として差出すことを得べし。但し通貨は價格表記とし、金銀珠玉等の如き高價の物件は書留又は價格表記となすにあらざれば差出すことを得ざるものとす。通常郵便物 通常郵便物はこれを五種に分たる。

第一種 書狀 書狀とは全部或は幾部を筆記したると印刷したるとに關せず、特定の人に對する通信文にして、郵便葉書によらざるものをいひ、其の料金は重量四匁又は其の端數毎に金參錢にして、全部印刷したる無封の書狀及び盲人用點字の無封の書狀は其の料金を重量拾匁又は其の端數毎に金貳錢にして大部分を印刷したる左記無封の書狀の料金も金貳錢とす。官公署、公共團體、社寺

廣島郵便局



學校又は營利を目的とせざる法人若しくは團體より發するもの、營業者より其の營業に關し發する報知書、送狀、契約申込書、契約の承諾又は拒絕書、請求書、督促狀、計算書、見積書、明細書、領收書。

第二種 郵便葉書 郵便葉書には通常往復封緘の三種あり。其の料金は通常葉書は金壹錢五厘、往復葉書及び封緘葉書は金參錢なり。この外私製葉書とて政府の發行する通常葉書と同一寸法及び紙質を以て作り、且同一位置に郵便はが



きの文字を印刷したるものは同額の郵便切手を貼付して差出すことを得。  
**第三種** 毎月一回以上刊行する定期刊行物にして認可を受けたるものは重量貳拾匁又は其の端數毎に金五厘なり。

**第四種** 書籍印刷物業務用書類寫真書圖書商品見本雛形及び博物學上の標本等は重量參拾匁又は其の端數毎に金貳錢なり。

**第五種** 農産物の種子等は重量參拾匁又は其の端數毎に金壹錢なり。

通常郵便物として差出し得べき容積は、長さ一尺三寸、幅八寸五分、厚さ五寸を限りとし、其の重量は第三種乃至第五種の郵便物にありては參百匁、第四種郵便物中の商品見本及び雛形は百匁を超過することを不得ざるものとす。

通常郵便物は、受取人の住所氏名を最も明瞭に記載し、郵便物の種類によりて定められたる料金即ち郵便切手を貼付して差出すべし。若し差出人が相當の郵便切手を貼付せざるときは未納又は不足額の二倍の料金を受取人より徴收するものとす。

通常郵便物の容積及び重量  
 通常郵便物の差出上の注意

小包郵便物

小包郵便物の差出上の注意

小包郵便物の容積及び重量並に料金

小包郵便物 小包郵便物は小貨物の送達に使せんが爲に設けられたる制度にして、其の取扱に二種あり。一は普通小包にして他は書留小包なり。  
 總べて小包郵便物は油紙布箱又は罐等を以て十分に包装し、外包の見易き所に差出人及び受取人の住所氏名を明記し、所定の料金を添へて郵便局に差出すべし。  
 小包郵便物として差出し得べき容積は、長さ幅厚さ共に二尺以内のもの、若しくは厚さ幅共に五寸以内なるときは長さ三尺迄を限りとし、重量は一貫六百匁を超過することを不得ざるものとす。

小包郵便		同一郵便区内		普通金		書留金	
物の料金		表一第		普通金		書留金	
表一第		間互相地内		普通金		書留金	
區郵同		區外便一		普通金		書留金	
書留	十二錢	普通	八錢	十二錢	十六錢	二十錢	廿四錢
書留	十八錢	普通	十二錢	十六錢	二十錢	廿四錢	廿八錢
書留	廿四錢	普通	十六錢	二十錢	廿四錢	廿八錢	卅二錢
書留	三十錢	普通	二十錢	廿四錢	廿八錢	卅二錢	卅六錢
書留	三十六錢	普通	廿四錢	廿八錢	卅二錢	卅六錢	四十錢
書留	四十二錢	普通	卅二錢	卅六錢	四十錢	四十八錢	五十二錢
書留	四十八錢	普通	卅六錢	四十錢	四十八錢	五十二錢	五十六錢
書留	五十四錢	普通	四十錢	四十八錢	五十二錢	五十六錢	六十錢



小包郵便物の料金		内地		臺灣		樺太		間相互	
重量	二百匁迄	四百匁迄	六百匁迄	八百匁迄	一貫匁迄	一貫二百匁迄	一貫四百匁迄	一貫六百匁迄	
普通	二十錢	三十錢	三十五錢	四十錢	四十五錢	五十錢	五十五錢	六十錢	六十五錢
書留	三十錢	四十錢	四十五錢	五十錢	五十五錢	六十錢	六十五錢	七十錢	

第十八課 内國郵便 (其の二)

特殊取扱郵便には普通の郵便物料金の外に特定の料金の増拂を要するものと否らざるものとありて、其の種類甚だ多し。

特殊取扱郵便

書留 通常郵便物及び小包郵便物にして貴重なるものは書留となすことを得。

書留は郵便局より差出人に對して受領證を交付し、配達又は還付の際受取人をして配達證に認印を押捺せしむ。若し途中紛失等の場合は差出人は相當の損害賠償を要求することを得べし。通常郵便物の書留料は金七錢なり。

價格表記 通貨其の他の貴重品を封入し其の價格を包裝に表記したる郵便物にして其の差出配達は書留と同一手續なり。但し通常郵便物にても小包郵便物にてもこの取扱を受くることを得、表記金額は金一千圓を限度とす。而して其の料金は書留郵便相當の料金額より普通郵便料を差引きたる金額に、通貨在中

のものは表記金額拾圓迄毎に金拾錢を、其の他の物件在中のものは表記金額拾圓迄毎に金五錢を加へたるものなれども、書留となしたる郵便物は價格表記となすことを得ざるなり。

代金引換 到着局にて代金と引換に其の郵便物を受取人に交付し、其の取立てたる代金を差出人へ送達するものにして、其の引換料は一口に付金五錢なり。而してこの取立金は通常爲替の方法によりて差出人に送達せらるゝものと、郵便振替貯金加入者に限り、振替貯金の方法により其の口座に振替へ拂込まるゝものあり。通常爲替によるものは其の引換金額拾圓以下なるときは、其の料金は小爲替料金の割合により、其の金額貳百圓を超過するときは、其の超過額に對する料金は百圓迄毎に拾錢の割合により、爲替拂渡の際徴收せられ、振替貯金によるものは其の引換金額に依り、振替貯金拂込料金及び同口座登記料金を、一箇月づゝ取纏めて加入者の貯金より控除徴集せらるゝものとす。

集金郵便 現金受領證及び無記名の公社債券又は其の利札並に貨物引換證・船荷證券又はこれに準ずべきものにて、一口の金額千圓以内にして、錢位未滿の端數を付せざるもの限り集金郵便となせば、到着局に於て其の證券又は證券と引



換に現金を取立て、委託者に交付せらるゝものにて、集金委託料は一口に付現金受領證は金四錢にして、證券は金拾錢なり。この他集金送達料として、代金引換取立金の送達料と同一の割合により、集金拂渡の際徴收せらるゝものとす。

**別配達** 書留又は價格表記の郵便物にして迅速に送達を要するものは、別配達となすときは、通常の配達時刻に拘はらず、配達區に到着次第直ちに特便を以て配達せらるゝものにて、其の料金は郵便物一個に付陸上二里以内は金二十錢、二里を超過するときは一里まで毎に金十五錢を増徴せられ、尙解船料を要するときは其の實費額を受取人より徴收せらるゝものとす。

**配達證明** 書留又は價格表記の郵便物にして受取人へ配達せられたることを確知せんと欲するときは、配達證明書の送附を受くることを得。其の料金は郵便物一個に付金參錢なり。但し郵便物差出後一年以内に於て配達證明書の交付を請求するものは金六錢を要す。

**内容證明** 日本字又は漢字を以て明瞭に記載したる催告承認取消其他權利義務の發生保存若しくは移轉等後日の證據となすの必要ある文書にして封緘したる書留通常郵便物に限りこの取扱を受くることを得。其の料金は郵便物一個に付一通の謄本一枚のものは金拾錢にして、二枚以上のものは一枚を増す毎に金四錢を加ふるものとす。但し謄本は一行二十字一枚二十六行以内なり。

**引受特別證明** 書留通常郵便物に限り其の差出人に渡すべき受領證に其の引受時刻を記入證明する法なり。其の料金は一個につき金拾五錢なり。

**約束郵便** 郵便局の許可を受けて、郵便物差出の際、郵便切手を貼付せず、期間を定め通貨を以て其の料金を後納するものにして、定期刊行物書藉印刷物及び官公署の事務に關する無封の書狀は、この取扱を受くることを得。

**廣告郵便** 受取人を指定せざる廣告用の各種の印刷物にして差出人指定の郵便局所にて適宜の方法により配達する郵便物なり。一通の重量二匁以内とす。其の料金は百通迄毎に配達指定局と同一區内は金五錢、同一區外は金拾貳錢とす、同時に三千通以上を差出す時は三千一通分よりは百通迄毎に同一郵便局區内は金四錢、同一局區外は金拾錢なり。

**市内特別** 同一郵便區の市内に發着する通常郵便物の内、全部又は大部分を印刷したる同文の有封及び無封の書狀、又は同一内容の第三種及び第四種郵便物を同時に二百個以上差出すときはこの取扱を受くることを得。其の料金は郵便



物の種類及び重量の輕重により異なるものとす。  
 郵便私書函 私書函は郵便局に設置せるものにして、郵便局の許可を受け一定の使用料を納付するときはこれを使用することを得。其の使用料は郵便局所によりて異なれり。

第十九課 郵便爲替

郵便爲替

郵便爲替 爲替とは金錢の支拂をなす場合に、現金の輸送をなさず一片の書類を以て送金の目的を達する方法にして、郵便局にて取扱ふものを郵便爲替といひ、銀行にて取扱ふものを銀行爲替といふ。

郵便爲替には小爲替、通常爲替及び電信爲替の三種あり。

小爲替

小爲替 一口拾圓未満の金額を送金する方法なり。但し錢位未満の端數を附するを得ざるものとす。

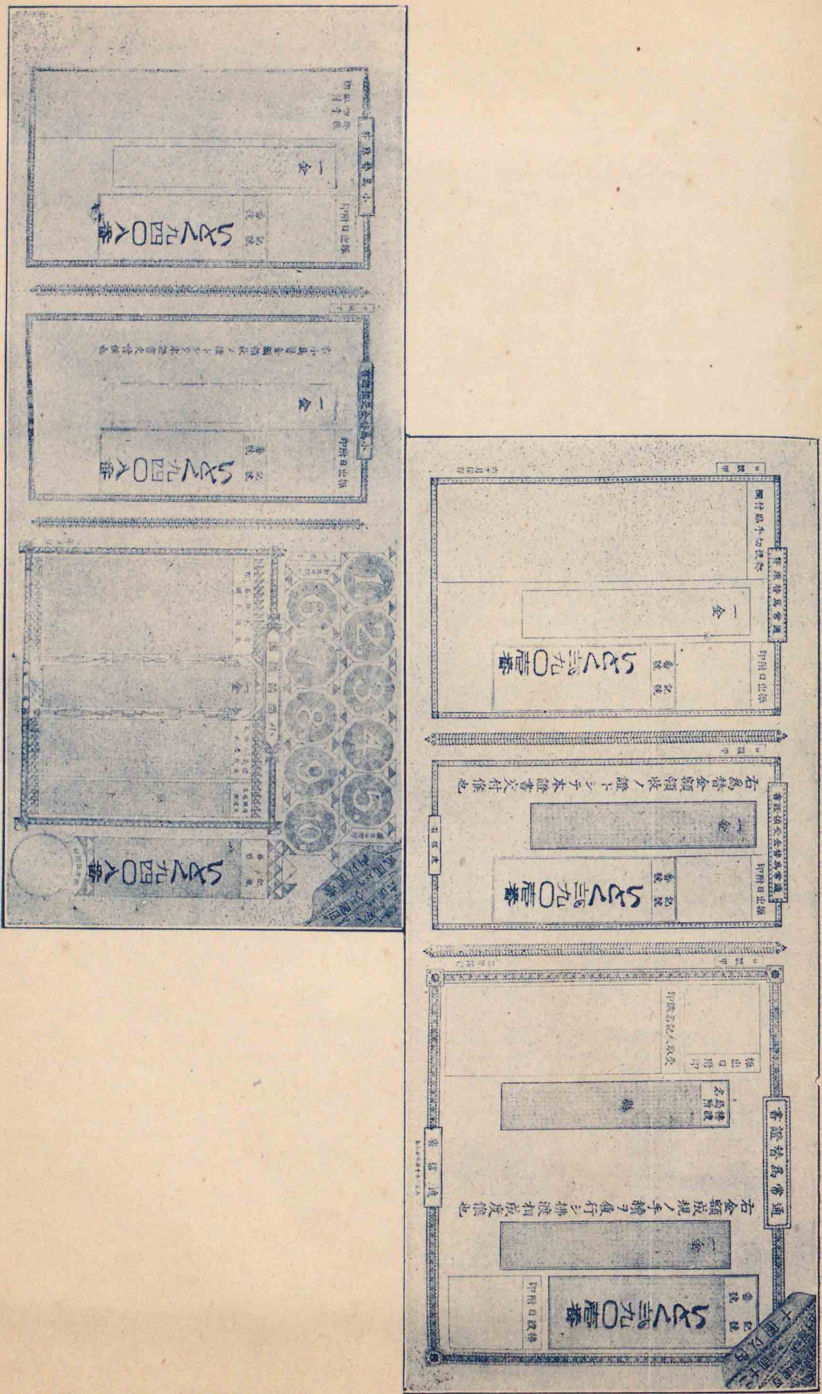
小爲替を取組むには送金額に爲替料を添へ郵便局に差出し、郵便局より郵便小爲替證書及び小爲替金受領證書を受取り、受領證書を手許に残し置き、爲替證書のみ

<p>書 求 請 出 振 替 爲 常 通</p>		<p>印 附 口 出 振</p>
<p>名 局 所 拂 渡</p>	<p>名 氏 所 宿 人 取 受</p>	<p>名 氏 所 宿 人 出 差</p>
<p>縣</p>	<p>水野辰之助 東京市神田區北神保町拾番地</p>	<p>鞠谷安太郎 廣島市大手町三丁目二番地</p>
<p>指 定 取 扱 特 殊</p>	<p>金 百 貳 拾 五 圓 也</p>	
<p>計</p>	<p>口 數</p>	<p>口 數</p>
<p>證 書 記 號 番 號</p>	<p>金 額</p>	<p>類 額</p>
<p>印 附 口 出 振</p>	<p>印 附 口 出 振</p>	<p>印 附 口 出 振</p>



<p><b>符原替爲信電</b></p> <p>欄貼切郵 付手便</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">一金五拾圓也</p> <p>印 日 振 附 出</p> <p style="text-align: center;">(目附印)</p> <p>番 記 號 號</p> <p style="font-size: 1.5em;">い 火 〇 二 五</p>	<p><b>書證領受金替爲信電</b></p> <p>右爲替金額領收ノ證トシテ本證書交付候也</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">一金五拾圓也</p> <p>印 日 振 附 出</p> <p style="text-align: center;">(目附印)</p> <p>番 記 號 號</p> <p style="font-size: 1.5em;">い 火 〇 二 五</p>
口號戊	口號戊
省 信 遞	

<p><b>書證替爲信電</b></p> <p>拂渡局所名 縣</p> <p>右金額成規ノ手續ヲ履行シ可拂渡候也</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">一金五拾圓也</p> <p>印 日 發 附 行</p> <p style="text-align: center;">(目附印)</p> <p>局 番 記 所 名 出 號 號</p> <p style="font-size: 1.5em;">い 火 〇 二 五</p> <p>番 用 號 紙</p> <p style="font-size: 1.5em;">九 八</p>	<p>印 日 附 拂 渡</p>
印 名 人 取 調 記	
省 信 遞	





電 信 爲 替 振 出 請 求 書

當 務 者	送 信 時 分	著 局 字	付 受 時 分	第 發 局 號	爲 替 局 報	印	日 附	振 出	金 ※	爲 替 金 額
									百 圓	
(一) 特殊取扱指定 (二) 連續爲替符號 (三) 爲替記號番號 (四) 爲替金額 (五) 受取人宿所氏名 (六) 差出人氏名 (七) 振出局所名ノ順 序ニ依リ記入シ 受取人宿所氏名 及振出局所名ヲ 除クノ外各括弧 ヲ施スヘシ						此ノ欄ニハ爲替取 扱者ニ於テ		指 定 ※	拂 渡 局 所 名 ※	
						神 田 縣		宿 所 名		
						人 取 受 人 出 差 ※		廣島市大手町二丁目一番地		
						水野辰之助 北神保町一ノ三		鞠谷安太郎		



通常爲替

を書狀に封じて受取人に送附すべし。而して受取人は證書所定の欄に記名調印し、最寄郵便局又は指定郵便局にて證書發行の日より六十日以内に證書と引換に爲替金を受取るものとす。

**通常爲替** は貳百圓未満の金額を送金する方法にして、小爲替と同じく錢位未満の端數を附するを得ざるものとす。

通常爲替を取組むには、郵便局に備へられたる一定の通常爲替振出請求書に金額・受取人及び差出人の住所氏名を記入し、これに送金額並に爲替料を添へて差出し、郵便局より通常爲替證書及び通常爲替金受領證を受取り、後者を手許に残し置き、前者のみを小爲替の場合と同じく受取人に郵送するものとす。かくて受取人は、小爲替と同じく證書所定の欄に記名調印し、指定せられたる郵便局にて證書發行の日より六十日以内に證書と引換に支拂を受くることを要す。

電信爲替

**電信爲替** は一口壹圓以上貳百圓未満の金額を至急に送金する方法なり。これ亦圓位未満の端數を附するを得ざるものとす。電信爲替を取組むには、郵便局に就きて電信爲替振出請求書用紙を受け、これに必



要なる事項を記入し、送金額及び爲替料と共に郵便局に差出すときは郵便局は依頼人に電信局爲替金受領證書を交付するものとす。而して拂渡郵便局は電信爲替證書を作りて受取人に配達するが故に、受取人はこれに記名調印して證書引換に現金を受取ることを得るなり。但しこの證書も発行の日より六十日以内に支拂を請求すべきものとす。

爲替の取扱

- 一、代人受取 爲替受取人が其の代人をしてこれを受取らしめんとするときは、證書裏面の委任文欄に委任文を記入し、署名捺印の上これを其の代人に交付し、代人は更に表面の受取人欄に自己の姓名を記入し、調印の上、これを郵便局に差出して爲替金を受取るべし。
- 二、證書送達 通常爲替證書は送達料金五錢を納付すれば郵便局より直ちに受取人へ送達の取扱をなす方法なり。
- 三、居宅拂 郵便局が爲替金を受取人の居所に於て拂渡す法なり、料金は通常及び電信爲替は金五錢にして、小爲替は金參錢なり。

爲替料

内地に於ける郵便爲替料は、送金額の多少と爲替の種類とにより

て差あり。今これを表示すれば次の如し。

爲替金額	小爲替料	爲替金額	通常爲替料	電信爲替料
壹圓以内	貳錢	貳拾圓以内	拾錢	參拾五錢
五圓以内	四錢	五拾圓以内	貳拾錢	五拾五錢
拾圓以内	六錢	百圓以内	參拾錢	七拾五錢
		百五十圓以内	四拾錢	九拾五錢
		貳百圓以内	五拾錢	壹圓拾五錢

第二十課 郵便振替貯金

振替貯金もまた送金方法の一種にして、且貯金を兼ねたるものなり。故に多數の人を相手として金融取引をなす銀行、會社、商店等に於てこれを利用するときは、低廉なる料金を以て最も安全に送金をなし得るの便益あり。

振替貯金に加入せんとする者は、振替貯金加入請求書を作り、基本預金として現金拾圓を添へ最寄の郵便局に差出して受領證を受

振替貯金の性質並に其の便益

振替貯金加入の手續



取り置き、口座所管廳より口座番號及び印鑑票用紙の通知ありたるときは直ちに印鑑票用紙に印鑑を明瞭に押捺し、職業を記入し、署名の上、無料書留郵便として口座所管廳へ送附し、加入者名簿に登録を受くべきものとす。

振替貯金の受拂には、拂込・口座振替・拂出の三方法あり次の如し。

振替貯金  
受拂の方  
法

拂込 現金若しくは現金同様の取扱を受くべき證券を以て振替貯金へ拂込をなすには、拂込書の内、拂込票及び拂込通知票の※印の欄へ所定の事項を記入し、尙加入者に對し通信の必要あるときは、拂込通知票の裏面の通信文記載欄に通信文を認め、監査票受領票とも接続せる儘、拂込むべき金額及び拂込料金相當の郵便切手を添へ最寄郵便局に差出すべし。かくて郵便局に於ては、拂込金受領の證として受領票に所定事項を記載し、日附印を押捺して、拂込人に交付し、他の書類は口座所管廳へ送附するが故に、口座所管廳は其の拂込金を相當口座に記入したる後、拂込通知票に受拂通知票を添へ加入者に送達するなり。

口座振替 口座振替とは、加入者相互間に金銭送受の必要ある場合に於て、關係加

注意

1、本書ニ相當記入ノ上、本額金額拾圓ヲ添へ最寄郵便局ニ御差出下サイ  
2、商號、屋號、又ハ店名等ハ別名ニシテ登記致シマスカラ其御必要アラバ「三、別名」欄ニ記入シテ下サイ  
3、其金ハ壹圓テアリマス  
4、其他御不審ノ點ハ最寄郵便局ニテ御聞キ下サイ

振替貯金加入請求書

一、住所	廣島市大手町三丁目二番地
二、氏名	吉谷久太郎
三、別名	日米商會
四、代表者、参加者、代理人、住所、代理、署名、人名	
五、職業(有の儘を)	小麥粉販賣
六、口座開設場所	大阪
七、局待拂郵便局	廣島郵便局
八、本人受拂郵便局	廣島郵便局
九、買受用紙類	一、拂込書用紙 貳冊代金 貳拾錢 一、集金書用紙 貳冊代金 拾錢 一、拂出書用紙 貳冊代金 拾錢 合計代金 八拾錢

右請求候也

大正八年拾月拾五日

大阪振替貯金課御中

右 吉谷久太郎 印

切手

切手

用紙類代金及別名登記料金等に相當する郵便切手を貼付すること



入者の貯金を口座上にて受拂をなす方法にして、其の振替の請求をなすには普通拂出書用紙の※印に所定の事項を記入し、尙通信の必要あるときは拂出通知票の裏面の通信文記載欄に通信文を認めたる後、控の部分の後日の證據として手許に残し置き、拂出票と拂出通知票とを接續のまゝ、無料通信の方法によりて口座所管廳へ送附すべし。かくて口座所管廳は請求者の口座には拂出の記入をなし、相手方の口座へは拂込の記入をなして、相手方加入者へは拂出通知票に受拂通知票を添へて送達し、請求加入者へは受拂通知票を送附するなり。

**拂出** 拂出には現金拂及び局待拂の二種あり。  
**現金拂** 加入者が自己の振替貯金より拂出を請求して自ら現金を受領し、又は他人をしてこれを受領せしむる方法にて、其の請求をなすには口座振替の場合と同じく普通拂出書を作りてこれを口座所管廳に送附すべし。かくて口座所管廳は貯金拂出の手續をなしたる後、振替貯金拂出證書を作り、これに拂出通知票を貼付して拂渡郵便局を経て受取人に送達するが故に、受取人は拂出證書の相當欄に記名調印し、拂渡郵便局に就きてこれと引換に現金を受取ることを得るものとす。

<b>知 票</b>	
口座	指 定
※東京支六五番 <b>富田商店殿</b>	
<small>現金拂渡を要するときは 拂渡局名</small> <small>現金拂渡を要するときは 受取人住所氏名</small>	

日附 請求 ※大正八年七月貳拾日	用紙 番號
<b>控</b> ※ 一 金 七 百 五 拾 圓 也 ※東京支六五番 富田商店へ 武藏米五拾石代	

【振替八號】 ※印を付しある部は拂出請求人に於て記載せらるへし



票を貼付して拂渡郵便局を経て受取人に送達するが故に、受取人は拂出證書の相當欄に記名調印し、拂渡郵便局に就きてこれと引換に現金を受取ることを得るものとす。

拂出票		拂出請求人署名		口座番	
指	定	名	所	番	座
※ 東京第六五番	※ 富田商店殿	水野	武夫	大阪	第六五番
<small>口座振替を要するときは、口座番を 現金拂渡を要するときは、拂渡局名</small>		<small>口座振替を要するときは、拂込口座加入者氏名 現金拂渡を要するときは、受取人住所氏名</small>		<small>口座番</small>	
<small>前記金額左記指定ノ通拂出相成度候也</small> <small>※大正八年七月貳拾日</small>		<small>拂出請求人署名</small> ※ 印		<small>口座加入者氏名</small> 水野 武夫	
<small>用紙番</small> ※ 大正八年七月貳拾日		<small>拂出請求人住所</small> 富田商店殿		<small>口座加入者住所</small> 大阪第六五番	

拂出通知票		口座番	
指	定	番	座
※ 東京第六五番	※ 富田商店殿	大阪	第六五番
<small>口座振替を要するときは、口座番を 現金拂渡を要するときは、拂渡局名</small>		<small>口座番</small>	
<small>前記金額左記指定ノ通拂出相成度候也</small> <small>※大正八年七月貳拾日</small>		<small>口座加入者氏名</small> 水野 武夫	
<small>用紙番</small> ※ 大正八年七月貳拾日		<small>口座加入者住所</small> 大阪第六五番	

控	
※ 東京第六五番 富田商店へ 武藏米五拾石代	※ 大正八年七月貳拾日
<small>用紙番</small> ※ 大正八年七月貳拾日	

【振第八號】 ※印を付しある部は拂出請求人に於て記載せらるへし

(省 信 遞)



欄 載 記 文 信 通

掛代金支拂通知

一武 藏 米 五拾石 拾五圓替

通日御送り下され候前記商品代金として表紙  
之通り送金仕候也

大正八年七月貳拾日

大阪市西區北堀江二番町一番地

水野武夫

注 意

- 一此の用紙は加入者の請求に依り其の所屬の口座所管廳より之を交付するものとす
- 一加入者に於て自己の貯金を拂出し之を他の加入者の口座に振替へむとするときは此の用紙中拂出票及拂出通知票相當の部(※印を附しある箇所)に拂出金額、請求年月日、振替拂込を受くへき加入者の口座番號及氏名並に自己の氏名(拂出請求人)を記載し調印(印鑑欄に)の上拂込を受くへき加入者へ通信を要するものは拂出通知票裏面相當欄に通信文を記載し拂出票及拂出通知票接續の儘之を控の部より切り離し所屬の口座所管廳に送付せらるへし但し其の封筒には表面餘白に「通信事務」と附記し別に郵便切手を貼付するに及ばず
- 一加入者に於て自己の貯金を拂出し自ら其の現金を受領し若は他人に之を拂渡さむとするときは此の用紙中拂出票及拂出通知票相當の部(※印を附しある箇所)に拂出金額、請求年月日、現金受領者の住所氏名及拂渡郵便局所名並に自己の氏名(拂出請求人)を記載し尙金額記載の下部餘白に「現金拂」の文字を附記し調印(印鑑欄に)の上受取人へ通信を要するものは拂出通知票裏面相當欄に通信文を記載し拂出票及拂出通知票接續の儘之を控の部より切り離し前項の例に依り所屬の口座所管廳に送付せらるへし
- 一此の用紙中控の部には加入者に於て拂出金額請求年月日其他必要事項(何地何某へ何々代金として現金拂渡の爲め又は第何番何某の口座へ振替の爲め拂出等の如き)を記載し自己の手許に保管し置かるへし
- 一拂出票及拂出通知票に記載すへき金高及請求年月日等は其の字體を明瞭正確に記載し一二三十の數字は壹貳參拾の文字を用ひらるへし
- 一此の用紙を盗用せらるゝときは貯金を詐取せらるゝ虞あるにつき紛失又は盜難に罹らざる様加入者に於て嚴重に之を保管せらるへし

て 即 書 の



受領		
口座番號	加入者氏名	氏名
印附日局付受		
口座附管印		

拂込通知票			
口座番號	加入者氏名	拂込人住所氏名	拂込金額
※東京第貳六八壹〇番	※日本經濟叢書刊行會	※ 廣島市大手町三丁目二番地 鞠谷安太郎	※一金貳圓八拾五錢也
印附日局付受			
口座附管印			

拂込票			
口座番號	加入者氏名	拂込人住所氏名	拂込金額
※東京第貳六八壹〇番	※日本經濟叢書刊行會	※ 廣島市大手町三丁目二番地 鞠谷安太郎	※一金貳圓八拾五錢也
印附日局付受			
口座附管印			

監査票				
局番號	口座番號	加入者氏名	拂込人住所氏名	金額
				一金
印附日局付受				
口座附管印				



受領票			
口座番號	加入者氏名	拂人氏名	拂人氏名
		逵氏	逵氏
		一金	
		殿	
受付局日附印			

拂逵通知票			
口座番號	加入者氏名	拂人住氏	拂人住氏
		逵住氏	逵住氏
		※	
		廣島市大手町三丁目二番地	
		鞠谷安太郎	
		※一金貳圓八拾五錢也	
		※日本經濟叢書刊行會	
		※東京第貳六八壹〇番	
受付局日附印			
口座所管附日			

拂逵票			
口座番號	加入者氏名	拂人住氏	拂人住氏
		逵住氏	逵住氏
		※	
		廣島市大手町三丁目二番地	
		鞠谷安太郎	
		※一金貳圓八拾五錢也	
		※日本經濟叢書刊行會	
		※東京第貳六八壹〇番	
受付局日附印			
口座所管附日			

監查票				
口座番號	加入者氏名	拂人住氏	拂人住氏	拂人住氏
		逵住氏	逵住氏	逵住氏
		一金		
		受付局日附印		
口座所管附日				



五圓迄 拾圓迄 五圓迄 拾圓迄  
 五拾圓迄 六拾圓迄 五拾圓迄 六拾圓迄  
 百圓迄 八拾圓迄 壹萬圓迄 拾六錢  
 壹萬圓を越ゆるときは其の超過額壹萬圓迄毎に四錢を加徴す

欄 載 記 文 信 通

會 費 拂 込 書

一 日本經濟叢書

第 壹 拾 六 卷 分

一 通俗經濟文庫

第 壹 回 分

右會費八月分として表紙の通送金は候也

廣島市大手町三丁目二番地

瀧 谷 安 太 郎

注 意

- 一 此の用紙は加入者の請求に依り其の口座の屬する爲替貯金局又は同支局より之を賣渡すものとす但し加入者の口座番號氏名の印刷なきものは拂込人の請求に依り郵便局に於て無料を以て交付すへし
- 一 加入者は自己の口座に對し振替貯金の拂込を爲すへき者に豫め此の用紙を配付せらるへし
- 一 振替貯金の拂込を爲さむとするときは此の用紙中拂込票及拂込通知票相當の部(※印を附しある箇所)に拂込金額及拂込人の住所氏名を記載し受領票及監査票の部接續の儘現金(又は郵便爲替證書郵便取立金取立濟通知書振替貯金拂出證書中央金庫に於て支拂はるへき仕拂命令券)と共に郵便局に差出し受領票を受取るへし
- 一 拂込票及拂込通知票に記載すべき金高等は其の字體を明瞭正確に記載し一二、三、十の數字は壹、貳、參、拾の文字を用ひらるへし若し金額を訂正するときは郵便局に於て受付けざるものとす
- 一 拂込通知票裏面の通信文記載欄には拂込人に於て拂込金に關する事項は勿論其の他拂込人より加入者に宛てたる各種の通信文を記載することを得るものとす
- 一 拂込書用紙は加入者に於て自己の口座に專用する爲本書と同一の寸法及印刷を以て之を私製することを得るものとす但し此の注意文は之を印刷せず他の廣告等を印刷するも妨なきものとす

5 6 7 8

5

て 即 書 の 悉 了



注意

一 受領票の金高其の他に相違あるときは直に其の更訂を求めらるへし  
 一 受領票は振替貯金拂込の證據となるべきものなるにより大切に保管せらるへし  
 一 振替貯金の拂込金には左の割合に依る料金を郵便切手を以て拂込人より徴せらるゝものとす但し「拂込料金加入者負擔」の表示あるものは此の限に在らず

壹圓迄	壹錢	五百圓迄	拾錢
五圓迄	貳錢	千圓迄	拾貳錢
拾圓迄	四錢	五千圓迄	拾四錢
五拾圓迄	六錢	壹萬圓迄	拾六錢
百圓迄	八錢	壹萬圓を越ゆるときは其の超過額壹萬圓迄毎に四錢を加徴す	

通信文記載欄

會費拂込書

一 日本經濟叢書

第貳拾六卷分

一 通俗經濟文庫

第壹回分

右會費八月分として表托の通送金は様也

廣島市大手町三丁目二番地

瀧谷安太郎

注意

一 此の用紙は加入者の請求に依り其の口座の屬する爲替貯金局又は同支局より之を賣渡すものとす但し加入者の口座番號氏名の印刷なきものは拂込人の請求に依り郵便局に於て無料を以て交付すへし  
 一 加入者は自己の口座に對し振替貯金の拂込を爲すへき者に豫め此の用紙を配付せらるへし  
 一 振替貯金の拂込を爲さむとするときは此の用紙中拂込票及拂込通知票相當の部(※印を附しある箇所)に拂込金額及拂込人の住所氏名を記載し受領票及監査票の部接續の儘現金(又は郵便爲替證書郵便取立金取立濟通知書振替貯金拂出證書中央金庫に於て支拂はるへき仕拂命令券)と共に郵便局に差出し受領票を受取るへし  
 一 拂込票及拂込通知票に記載すべき金高等は其の字體を明瞭正確に記載し一、二、三、十の數字は壹、貳、參、拾の文字を用ひらるへし若し金額を訂正するときは郵便局に於て受付けざるものとす

一 拂込通知票裏面の通信文記載欄には拂込人に於て拂込金に關する事項は勿論其の他拂込人より加入者に宛てたる各種の通信文を記載することを得るものとす  
 一 拂込書用紙は加入者に於て自己の口座に專用する爲本書と同一の寸法及印刷を以て之を私製することを得るものとす但し此の注意文は之を印刷せず他の廣告等を印刷するも妨なきものとす



【振第二十八號】

控

振出日附  
※大正八年七月貳拾日

振出番用紙號

※一金八拾五圓六拾錢也

※堀江局 浮田鐵夫殿

局待拂拂出書

名局渡拂	名署人出振	名所者加 氏住入	番號	口座
※堀江局	※水野武夫	大阪第貳八六壹番		
受住 取所 人名	鑑印人出振	印附日局渡拂		
大阪市西區新町通五丁目 浮田鐵夫殿	※ 印			

※一金八拾五圓六拾錢也

右金額左記指定ノ者へ拂渡相成度候也  
※大正八年七月貳拾日振出

限度額 百位 十位 單位 位

1	2	3	4	5	6	7	8
1	2	3	4	5			

{きざるす過經を間日七リよ日の出拂書出拂の此}

{すとのしるゝさ爲を渡拂の金現て於に局領紙は}

設書の  
ことを得



表記金額正ニ受領候也

注意

- 一、此の用紙は局待拂のときに限り使用すべきものにして普通の現金拂又は口座振替には之を使用することを得ざるものとす
- 一、此の用紙を盗用せらるゝときは貯金を詐取せらるゝ虞あるにつき紛失又は盗難に罹らざる様加入者に於て嚴重に保管せらるへし
- 一、加入者に於て局待拂に依り自己又は他人をして即時現金を受領せしめむとするときは此の用紙の表面(※印を附しある箇所)に相當事項を記載調印し尙ほ金額の變造を豫防するため左に示せる如く用紙の表面に印刷しある數字を以て拂出金額の圓位以上を表示したる上之を指定の受取人に交付せらるへし
- 一、金額及年月日を表示すべき文字は其の字體を明瞭正確に記載し一、二、三、十の數字は壹、貳、參、拾の文字を用ひらるへし

數字を以て金額を表示する方法

- 此の表面に印刷しある數字を以て金額を表示するには、
- (イ) 拂出金額千圓のときは百位以下の數字を全部截離し殘存數字を以て拂出金額に符合せしめ
  - (ロ) 拂出金の金額壹圓に満たざるときは各位の數字全部を放棄して拂出金額が圓位に満たざることを示し
  - (ハ) 拂出金額參百五拾貳圓のときは左圖の如く截斷し殘存する百位の最高數字と十位の及單位の2を以て拂出金額は參百五拾貳圓なることを表示するか如し

限度額	百位	1	2	3			
	十位		1	2	3	4	5
	單位					1	2

局待拂 局待拂とは局待拂々出書記載の受取人に對し指定拂渡郵便局にて即時現金の支拂をなす方法を謂ふ。局待拂々出書を振出すには局待拂々出書の

※印欄に所定の事項を記入し尙金額の變造を防止する爲に右側に設けられたる數字表を拂出金高の圓位以上に該當する部分のみを殘し、不用の部分は悉く



又は盗難に罹らざる様加入者に於て嚴重に保管せらるへし  
 一、加入者に於て局待拂に依り自己又は他人をして即時現金を受領せしめむとするときは此の用紙の表面(※印を附しある箇所)に相當事項を記載調印し尙ほ金額の變造を豫防するため左に示せる如く用紙の表面に印刷しある數字を以て拂出金額の圓位以上を表示したる上之を指定の受取人に交付せらるへし  
 一、金額及年月日を表示すべき文字は其の字體を明瞭正確に記載し一、二、三、十の數字は壹、貳、參、拾の文字を用ひらるへし

數字を以て金額を表示する方法

此の表面に印刷しある數字を以て金額を表示するには、  
 (イ) 拂出金額千圓のときは百位以下の數字を全部截離し殘存數字を以て拂出金額に符合せしめ  
 (ハ) 拂出金の金額壹圓に満たさるときは各位の數字全部を除棄して拂出金額が圓位に満たさることを示し  
 (ニ) 拂出金額參百五拾貳圓のときは左圖の如く截斷し殘存する百位の最高數字と十位の及單位の2を以て拂出金額は參百五拾貳圓なることを表示するか如し

限度額	百	十	單
	1 2 3	1 2 3 4 5	1 2

局待拂 局待拂とは局待拂々出書記載の受取人に對し指定拂渡郵便局にて即時現金の支拂をなす方法を謂ふ。局待拂々出書を振出すには局待拂々出書の※印欄に所定の事項を記入し尙金額の變造を防止する爲に右側に設けられたる數字表を拂出金額の圓位以上に該當する部分のみを残し、不用の部分は悉く截り捨て、控の部分は後日の證據として手許に存し、他の部分を受取人に交付すべし。かくて受取人は其の裏面に記名調印し、振出の日附より一週間以内に指定の拂渡郵便局に呈示して證書引換に現金を受取るものとす。  
 現金拂及び局待拂とも拂出書一枚の限度金額は壹千圓を超ゆることを得ざるものとす。

第二十一課 郵便貯金

郵便貯金は政府の管掌する所にして各郵便局にてこれを取扱ふ。其の利子は一個年四分八厘にして銀行利子より稍、低利なれども郵便局は至る所にあるを以て、預入引出に便利なり。貯金通帳は一人一冊を限りとすれども規約貯金、据置貯金等の預人にして貯

郵便貯金



預入

(貯第一號)

貯金預入申込書

郵便貯金預入致度此段申込候也

二年保存

印附日	鑑印	通帳 記號 番號	住所 氏名 職業

此書面ハ他日貯金ノ拂戻又ハ證券ノ購入等ヲ請求スル  
場合ニ於テ照合ノ用ニ供スルモノナルヲ以テ住所氏名  
ハ明瞭ニ記載シ印鑑ハ鮮明ニ押捺セラルヘシ

金の目的を異にする場合に限り、二冊以上の通帳を所持することを得るなり。其の預入額は一口金拾錢以上にして一人の貯金制限額は貯金總高金壹千圓以下とす。

貯金を預入するには郵便局より貯金預入申込書の交付を受け、氏名住所職業を記入し、且自己の印章を其の印鑑欄に押捺し、現金其の他貯金に預入れ得る郵便切手・證券等を添へて差出すべし。然るときは郵便局

契 關

貯金拂戻金受領證

一金

右金額正ニ受領候也

受領證印

通帳 記號	通帳 番號	住所	氏名	印	名

印附日戻拂

貯第十一號

五年保存

貯金拂戻請求書

一金

計日

口 千 百 十 四 十 二 圓

縣

通帳 記號	通帳 番號	住所	氏名	印	名

考 備

貯金全拂ノトキハ金額ヲ記載セス本書ノ右方欄外餘白ニ全拂ト附記シ通帳ヲ添へ最寄郵便局ニ差出サルヘシ



表記ノ金額受取方ヲ  
委任致候也

二

通信事務

局 御中

注 貯金通帳ノ受持原簿所管廳名ヲ  
記載シ折疊ミ封緘シタル上郵便  
切手ヲ貼付セシテ差出サルヘシ

拂戻

より預入金額を記入せる郵便貯金通帳を交付するものとす。印鑑欄には必ず申込書に押したる印章を押捺し置くべし。貯金の拂戻には、即時拂及び通常拂戻の二種あり。前者は急速を要する場合郵便局にて直ちに拂戻をなすものにして、後者は一旦請求書を郵便局に差出し爲替貯金局より拂戻證書の送附を受け、これに記名調印して拂戻郵便局にて證書と引換に現金を受取る方法なり。何れも貯金の一部又は全部を拂戻し得るものとす。貯金通帳は利子の記入を受くるため、成るべく四・五の兩月を除き毎年一度は必ず郵便局に差出すべきものとす。

通帳提出

第二十二課 電信

電信及び  
其の必要

電信も郵便事業と同じく政府の管掌する所なり。電信を發するには電報頼信紙に其の用向を認め、料金相當の郵便切手を貼付して郵便局に差出すべし。其の用語を和文にて認め

電信用語



たるものを和文電報といひ、歐文にて認めたるものを歐文電報といふ。

和文電報に用ふる文字は片假名とし、字数は清音片假名・數字・句讀點は一個を一字とし、濁音及び半獨音・括弧は二字として計算するものとす。

歐文電報は英・佛・獨・西・和・葡・伊・羅・匈語及び羅馬字等の文字を以て認めたるものにして、アルファベット十五文字以内の一聯集を一語と定め、暗號として用ひられたるものは十文字以内の一聯集を一語と定む。又數字は五個聯集を以て一語とす。

電報料は和文電報は普通十五字以内、歐文電報は五語以内を以て一定の料金を定め、同一市區町村の内外及び内地・臺灣・樺太・朝鮮相互間の區別によりて差異あり。而して和文は五字以内を、歐文は一語を増す毎に料金を増徴せらるゝものとす。

電報料

發信上の注意

外國に發信する電報は一語毎に一定の料金を徴集するものにして、其の料金は各地毎に差異あり。電報は郵便に比し其の料金遙かに高き故に、電信を發するに當りては成るべく意味簡明なる電信文を綴るやう心掛くべく、これを賴信紙に認むるに際しても、字劃を正しく書して誤謬の生ぜざらんことを期すべし。又電報は受信人の居所・氏名に對しては電報料を徴せざれども、發信人の居所・氏名に對してはこれを課するものなるが故に、電報料の節約を計る爲に豫め電信略號を定め置くを便なりとす。

特殊取扱電報

電信も亦郵便と同じく特定の料金を支拂ひて特殊の取扱を受くことを得。其の種類次の如し。

至急電報 略符號(和文ウナ) 電報略符號は賴信紙の指定欄内に記入すべし。以下これに倣ふ。



電報 報 賴 信 紙

電 第 一 號

送 信 當 務 者	著 名	第 報	時 分	局 字	報 號	郵便切手貼付日附印捺場所		特 殊 取 扱 料		受 信 人 居 所 名 氏	指 定	發 信 人 の 居 所 氏 名 を 受 信 人 に 知 ら す る 必 要 あ る と き は 此 處 又 は 本 文 の 終 へ 片 假 名 に て 記 す こ と	
						二十五 錢 切 手	電 報 料	ナ カ ム ラ サ ブ シ ン ク ワ イ シ ヤ 中 村 合 資 會 社	ト ウ キ ヤ シ ン 東 京 市 一 五 番 地 フ カ ガ ハ ク 深 川 區 ア ヒ カ ハ チ ヤ 相 川 町				
時 分	時 分	報 號	局 字	報 號	報 號	電 報 料	電 報 料	電 報 料	電 報 料	電 報 料	電 報 料	電 報 料	電 報 料
		コ			リ								
		モ			ヲ								
		ツ			シ								
		ス											
		フ											
		バ											
		リ											
		コ											

廣島市大手町三丁目二番地  
鞠谷商店

通常の電報に先だちて送信せられ、且受付時間外にても取扱はるゝものにして  
其の電報料は通常料金の三倍なり。

返信料前納電報 略符號(和文ナツ) 同

發信の際返事の電報料をも發信局へ前納するものにして其の料金は其の電報  
料を加へたるものとす。

照校電報 略符號(和文ムニ) 同

電報の誤謬を防ぐため送受の際兩局間に於て其の全部につき一々反復校正せ  
らるゝものにして其の料金は通常電報料以外に其の四分の一を増徴せらる。

追尾電報 略符號(和文チラ) 同

旅行者等にして受信人の住所一定せざる者に宛つる電報を其の行先へ逐次追  
送せらるゝものにて其の料金は追尾一回毎に新に電報を差出したるものとし  
て料金を徴收せらるゝものとす。

同文電報 略符號(和文ムヨ) 同

同一市區町村内又は著信局を同じくする地方に居住する人々へ同一の電報を



發せんとする際に用ひらるゝものにして、一度に十通を限りとす。其の料金は原信を除く外一通に付和文は十錢、歐文は十五錢なり。以上の外間送電報受信電報別使配達電報等種々あり。

### 第二十三課 電話

電話は郵便・電信の事業と同じく政府の經營する所なり。電話交換に加入せんとする者は、加入申込書を作り、電話機設置場所が他人所有の家屋なるときは家主の承諾書、連接加入なるときは本加入者の承諾書、又共同線加入にして相手方を選択したるものは別に双方連署したる請求書を添へ、電話取扱局に差出し、加入登記料を納付すべし。かくて電話機架設せられたるときは、以後年々一定の電話使用料を納付すべきものとす。

近年電話加入の申込者頗る多くして、加入申込書を差出しおくと、も容易に架設せられざるが故に、急設を欲する者は己むを得ず既

電話の必要  
電話加入  
の手續

電話ブ  
ロ  
イ  
カ  
ー

電話の種  
類・區域

設者の電話を譲受けんとするより、これがため電話賣買なる新營業を生ずるに至れり。

電話の通話區域は市内及び市外の二種に分ち、同一電話加入區域に屬するものを市内通話と謂ひ、同一加入區域外のものを市外通話といふ。

**市内電話** 電話加入者は同一加入區域内の加入者とは別に通話料を要せず、何時にても必要に應じ自由に通じ得るものとす。

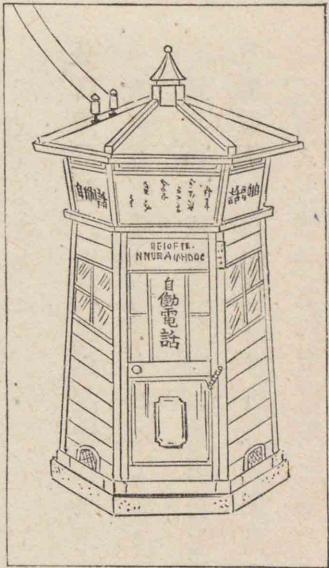
**市外通話** 市外通話をなしたるときは通話時間と其の區域の遠近に應じ通話料を支拂ふものとす。

**長距離電話** 市外通話區域は短距離長距離特別長距離區域に分たれ、長距離及び特別長距離と通話するには、別に長距離又は特別長距離電話の請求書を差出し、通常の使用料の外附加使用料を納付すべきものとす。

**自働電話** 自働電話は公衆の便利の爲に交通頻繁なる處に設置したるものにして、何人と雖一定の通話料を納めて加入區域内の加入者と通話し得るものとす。



呼出及び  
電話便



電話にて通話をなすに、若し相手方が加入者にあらざる場合には呼出又は電話便等の方法あり。

呼出 呼出とは電話加入者にあらざる人を其の地の電話通話取扱局に出頭を促して通話する方法にして、呼出の取扱を

なす地域及び呼出料は別に定めあり。

電話便 加入者に非ざる者に對し簡單なる用件の傳達方を電話にて郵便局へ依頼し、郵便局に於ては相當の用紙にこれを書取り相手方に配達する方法にして、其の配達先は同一電話加入区域内に限らるゝものとす。而して其の料金は一通につき加入者より請求するときは金七錢にして、非加入者より請求するときは金十錢なり。但し一通の傳言事項は請求者の居所氏名を併せて假名字六十字以内とす。

通話心得

商業上電話にて通話したるときは、其の通話事項年月日及び責任

承 諾 書

今般貴殿ニ於テ廣島電話交換ニ加入ノ爲私所有ノ廣島市大手町二丁目五番地ニ階建家屋ニ電話機設置ノ趣ハ私ニ於テ故障無之候也

大正八年拾壹月拾九日

廣島市大手町一丁目五番地

家屋所有者 吉野市松 (印)

菊谷商太郎殿



### 加入申込書

電話規則ニ遵ヒ廣島電話交換ニ加入致度左ニ加入ノ種類及電話機設置場所ヲ指定シ(別紙承諾書相添ヘ)此段申込候也

大正八年拾壹月貳拾日

郵便切手

(十圓)

廣島市大手町二丁目五番地

米穀商

鞠谷商太郎

印

郵便切手  
(五圓)

廣島郵便局御中

一電話加入種類 單獨加入

一電話機設置場所 廣島市大手町二丁目五番地

但家屋所有者ハ

吉野市松

ニ有之候

既第 號

### 長距離電話請求書

一電話番號千九百八拾五番

右電話加入ノ電話機ニ依リ普通(特別)長距離電話ノ通話致度此段申込候也

住所

廣島市大手町二丁目五番地

職業

米穀商

鞠谷商太郎

印

大正八年拾壹月貳拾五日

廣島郵便局御中



電話控

第 1 號

自 中村合資會社 至 當 店

通話者 上野文吉

檢印

よし田

大正 8 年 11 月 29 日 午 前 後 8 時 40 分

問	答
赤リホロ印在荷幾何	在荷五百袋
値 段 幾 何	廣島倉庫渡貳圓八拾錢
至急見本送附セラレタシ	承諾セリ

賣 買

賣買の種類

市場賣買

者の氏名等を控へ置きて、後日の證左に供するやう心掛くべし。

第二十四課 賣 買 (其の一)

賣買とは、一方が商品を引渡し、相手方はこれに對して代金を支拂ふ行爲を云ふ。

賣買の種類は多種多様にして、既に述べたる小賣と卸賣の外、市場賣買、取引所賣買等あり。更に賣買方法によりて分つときは、委託賣買、組合賣買、競争賣買、入札賣買、相對賣買等あり。代金支拂の如何によりては、現金賣買、掛賣買あり。商品引渡の時期によりては、先物賣買、現物賣買あり。

市場賣買は初めは單に道路空地等の一部に於て行はれしものなりしが、後一定の建物を市場としてこれを行ふに至りしものなり。されども近時は市場賣買も漸く衰微し、僅かに大都市に於て食料品市場として名残を留むるのみ。



取引所賣買

取引所賣買も市場賣買の一種なれども、其の賣買目的物は或特殊品に限らるゝものとす。而して普通の市場賣買は現品の引渡は其の場にて行はるゝに反し、取引所賣買にありては、將來の一定日を引取引渡の期日と定むるなり。さればこれを先物賣買と稱し、以て普通の市場に於ける現物賣買と區別す。

委託賣買

委託賣買は問屋の行ふものにして、他人の委託を受けて指定物品の賣買をなすなり。

競争賣買

競争賣買は多數の買方に競争評價をなさしめて、最も高價を呼びたるものに物品を賣却する方法にして、魚市場及び青物市場等にて小賣商人に卸賣するには總べてこの方法を用ふ。

入札賣買

入札賣買は多數の賣方又は買方をして、競争的に書面を以て價格を申出でしめ、最高價の申出者を買方と定め、最低價の申込者を賣方と定むる方法にして、多くは官廳・會社等に於て物品の購入又は

拂下に際して行はる。

第二十五課 賣 買 (其の二)

賣買品の品質相違不足の場合の手續

小賣の如く賣買をなすと同時に貨物の引渡・引取、代金の支拂の行はるゝものにありては、必ずしも特別の知識・注意を要せざれども、大取引にありては、特別の知識と注意とを要すること多し。何となれば大量の貨物の賣買は、實物に就きてのみ行はるゝにあらずして、殊に先物賣買の如きは見本賣買によるを普通とするが故に、買主としては、もし引渡を受けたる物品が約束見本と異なり、或は約束數量よりも少きときは、直ちに賣主に通知して賣買契約の解除、或は代金減額の請求をなさざるべからざればなり。これらの請求は、其の物品の不足・品質相違の事實を發見したるときより一箇年以内になすべく、若し商人間の賣買なれば、直ちにこれが請求をなすべし。



代金支拂の時期

代金支拂の時期は多く契約により定まるものにて、其の主なる種類は次の如し。

1. 貨物引換現金拂 貨物と引換に支拂ふもの
2. 直 拂 貨物引渡後二三日中に支拂ふもの
3. 手形拂 一定期日拂の手形にて支拂ふもの
4. 掛賣買 普通に三十日・六十日拂として、賣主・買主

の間に於て帳簿上に貸借の記入をなし置き、期日到來のときに支拂ふもの。但し掛賣買の決済に於ては、もし双方貸借となるが如き關係にあるときは、交互計算と稱して互に帳簿にてこれを相殺し、其の差額のみを借方より支拂ふ方法もあり。

以上の外前金拂として貨物の引取以前に支拂をなすものあれども、これは多く信用薄き者の新規賣買に際して要求せらるゝ所なり。遠距離間の賣買にありては、賣主は荷爲替の方法にて銀行より代

前金拂

荷爲替

金を得、買主は銀行に代金を支拂ひて其の荷物を受取る方法によることあり。又十日・二歩五厘引・三十日拂割引なし等と稱へて、短時日の支拂に對しては値引をなすものあり、或は一年の終りに於て其の年内の取引高に應じ期末拂戻をなすこともあり。

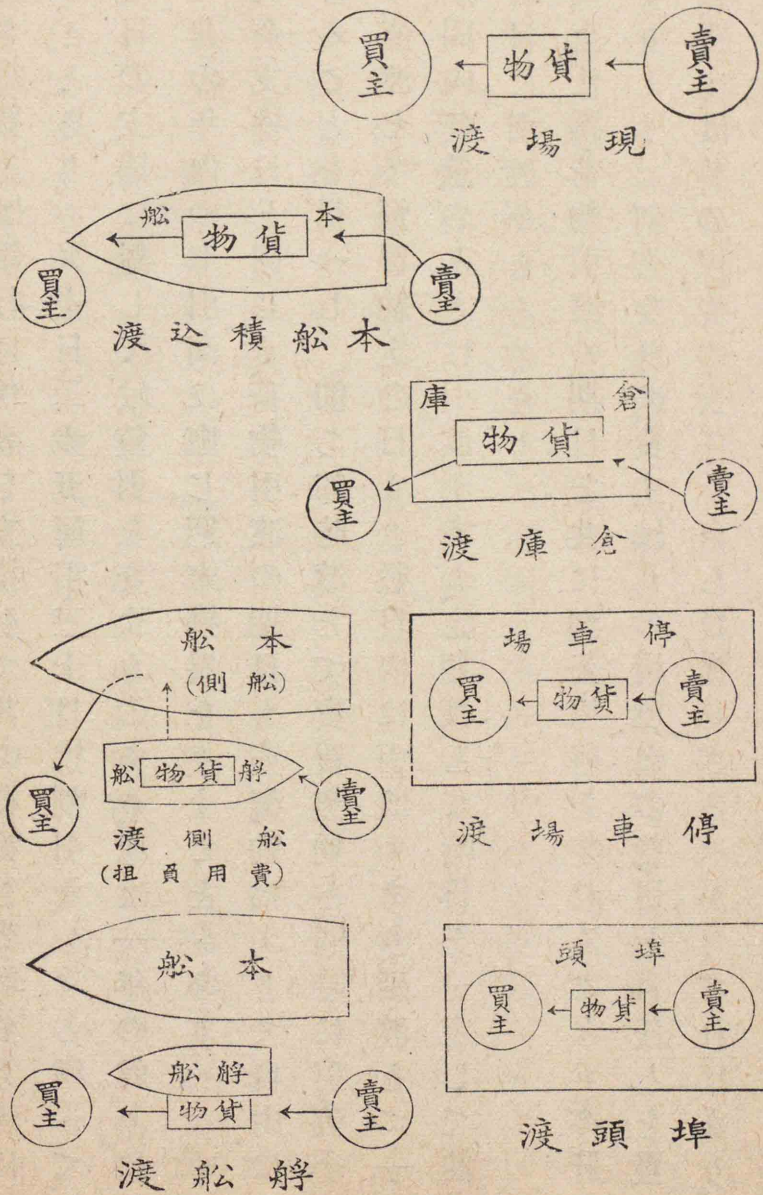
代金支拂日と同じく、荷物引渡の期日も亦契約によりて自由に定むることを得べし。即ち即時渡として賣買契約と同時に引渡すあり、直渡として賣買約定の日より數日内に引渡すあり、延渡として一定期間内任意のときに引渡すあり、定期渡として時日を一定して其の當日に引渡すもあるなり。

代金仕拂荷物引渡の期日と共に到着場所を定むることも亦肝要なりとす。何となれば、賣主は其の場所迄の費用と責任とを負擔し、買主は其の以後の責任を自ら負擔せざるべからざればなり。

現場渡 賣買約定成立の場所又は實際品物の存在する場所

賣買荷物引渡の場所





にて引渡すものにして、特に引渡場所を定めざるときはこれによる。

買主店渡

買主の店迄運搬して引渡すもの。

倉庫渡

倉庫内に在庫の儘にて引渡す場合と買主の倉庫に搬入して引渡す場合とあり。

貨車渡

汽車にて運送し来りしものを其の貨車のまゝ、又は搬出して停車場に於て、又は汽船より波止場に陸揚

波止場渡

せられしまゝ、引渡すものを云ふ。

又外國輸出貨物にては、本船積込渡、本船船側渡あり。輸入貨物にては、沖取として買主は解船を出して碇泊中の本船より貨物を引取るもあり。

賣買貨物の引渡場所は賣主及び買主の貨物保護の責任の分るゝ所なれども、同時に賣買値段を定むるに大關係を有するものにて、



### 註文書

一品名 化粧用カラコ石鹼

一、數量 參 千 打 也

二、品 質 改良赤鹼見本通り

三代 價 壹打ニ付 金壹圓五拾錢發

四、荷物受取期日 大正八年十二月中

五、代金支拂條件 約定通り

六、荷 造 參個紙函入參拾打木箱入

但賣主ニ於テ自ラ製造セシ場合ニ於テハ該貨物仕向地ニ到着ノ上品質相違并ニ荷造ノ不良ヨリ生ジタル損害ハ賣主ニ於テ其責ニ任ズ可キ事

右之通御契約仕候尙賣主ニ於テ事柄ノ何タルヲ問ハズ全數量ヲ完全ニ期日以内ニ引渡出來ザル節ハ買主ニ於テ此註文ヲ取消シ得ルノ自由タルハ勿論是ヨリ生ジタル損害ノ一切ハ買主ニ要求可申候

大正八年十二月六日

買主

廣島市紙屋町

通商商店 印

春元辰驗製邊所 御中

### 註文引請書

一品名 化粧用カラコ石鹼

一、數量 參 千 打 也

二、品 質 改良赤鹼見本通り

三代 價 壹打ニ付 金壹圓五拾錢發

四、荷渡期日 大正八年十二月中

五、代金受取條件 約定通り

六、荷 造 參個紙函入參拾打木箱入

但賣主ニ於テ自ラ製造セシ場合ニ於テハ該貨物仕向地ニ到着ノ上品質相違并ニ荷造ノ不良ヨリ生ジタル損害ハ賣主其責ニ任ズ可キ事

右之通御契約仕候尙賣主ニ於テ事柄ノ何タルヲ問ハズ全數量ヲ完全ニ期日以内ニ引渡出來ザル節ハ買主ニ於テ此註文ヲ取消シ得ルノ自由タルハ勿論是ヨリ生ジタル損害ノ一切ハ買主ニ要求可申候

大正八年十二月七日

賣主

春元辰驗製邊所 印

通商商店 御中



印  
參 錢  
收入印紙

# 送 狀

第二七號

一 化糖用改良赤函カウコ石鹼 壹百箱

各箱拾打入

但壹打ニ付キ 荷造價運搬賃込

金壹圓五拾錢替

米代金四千五百圓也

右壹百箱石鹼本日廣島驛前山本運送店へ引渡ス

右之通ニ御座候也

大正八年十二月十日

春元石鹼製造所 印

樋口商店御中

商品の數量

例へば一打につき現場渡値段何程買主店渡値段何程と云ふ場合の如きは、貨物引渡場所迄の費用は總べて賣主の負擔として計算せらるゝが故なり。

商品の數量に關しては總べてそれ〴〵習慣的に定まれる一數量を以て賣買取引せらる。故に各商品に付、又同一商品にても各地方につき其の取引單位數量に通ずること最も必要なり。

例へば均しく斤と云ふとも、中には和斤あり、英斤あり、魚類の數量を表はすに石を以てするあり、美濃紙類の單位は百枚なれども實際は九十六枚なるが如きもあればなり。

又商品の重量につきては、皆掛即ち總重量を云ふ場合と、風袋を差引きたる殘量即ち正味純量を云ふ場合とあり。また中には單に風袋を除くのみならず、其の貨物中に含まれたる不純物を見積りて或一定重量を差引く例もあり。或は反對に、例へば十貫目のも



のに尙二三貫目を加へ置きて十貫として賣買する場合もあるな  
り。

### 第二十六課 賣 買 (其の三)

註文書

大取引の場合に賣買契約をなすには買主は先づ賣主の提供した  
る見本・標本・説明書等を調査して必要なる條項を賣主と協定し、然  
る後正式の註文書を賣主に交付するを普通とすれども、初めより  
註文書を提出する場合も少からず。この註文書には、品名・數量・品  
質・代價・受渡の期日及び場所・代金支拂方法及び期日等を明記する  
は勿論、賣買契約違反の場合の條件までも記載するを可とす。而  
して買主はこの註文書と内容を同うする註文引受書を賣主より  
受取り置くべし。

手附金

又賣買契約の際、買主より註文總額の一部の金額を手附金として  
賣主に提供することあり。この場合に於て賣主が契約の實行に

著手前なるときは、買主は其の手附金を抛棄して賣買契約を解除  
することを得、賣主も亦手附金の倍額を買主に戻して賣買契約を  
解除し得るものなり。

賣主の不  
履行の場  
合  
供託  
競賣

賣買契約成立したる上は、賣主は註文品を約定期日に引渡さざる  
べからず。若し期日に引渡さざるときは、不履行より生ずる責任  
を負ふべきものとす。これに反し、期日に至り註文主がこれを受  
取らざるとき、又は受取り得ざるときは、賣主はこれを供託し又は  
競賣することを得るものなり。

荷受主の  
荷物損益  
及び通知  
の義務

註文品の引渡に際しては、其の引渡品の品名・數量・價格・運搬の汽車・  
汽船名・荷受人・荷送人等を記載せる送状を荷受主に發送すべし。  
又註文品代金の支拂に關し、賣主に於て出荷と共に運送會社の發  
行する貨物引換證又は船荷證券・送状及び荷物の保險證券等をも  
添へ、貨物代價に對して振出せる爲替手形を銀行に賣渡し、銀行は



荷受主所在地の支店又は取引銀行にこれらの書類を送附し、荷受主をして手形金額を支拂はしめ、然る後荷物を受取らしむることあり、これを荷爲替の方法と云ふ。

荷爲替の方法により賣主が銀行より代金の前拂を受くる場合に、其の金額は時には全爲替とて貨物代價の全額なることもあれども、普通は七割又は八割までにして、残額に對しては、荷受主の送金を待つか、又は爲替手形を振出して銀行をして取立てしむるもの多し。また代金支拂は三十日拂六十日拂又は九十日拂と云ふもの最も普通にして、この期日には現金其の他を以て支拂ふべきものなれども、この期限後も尙三日乃至五日位の猶豫を與へらるゝ例は實際に多しとす。

### 第二十七課 問屋

問屋の意義

問屋とは、他人の委託に應じ自己の名義を以て指定商品の買付又

問屋の利益

問屋業の委託者に與ふる利益

は販賣をなし、一定の手數料を受くるを業とするものなり。而して其の賣買は委託主の損益計算に於てなすものなれば、問屋は賣買上の損益如何に拘はらず、常に約定の口錢丈は得らるゝものとす。元來商人又は製造者が自ら遠距離の地に於て、商品の販賣又は原料品の買付をなさんとする場合に、其の地の商慣習に通ぜざる爲に困難なる事情に遭遇すること少からず。故に販賣又は買付をなさんとする地に於て、信用あり經驗ある問屋に委託するときは、少許の口錢を支拂ふのみにて、極めて有利に販賣若しくは買付をなし得べし。

委託賣買の種類

委託買付の手續

委託賣買に關する一切の行動を問屋に一任して何等の制限をも加へざる場合あり、これを無制限委託又は成行委託といふ、又賣買の方法・價格・時期等を指定する場合あり、これを制限付委託又は指値付委託といふ。委託賣買の手續は、買付委託に於ては、これを買



買付計算書



入れて荷主へ送附する迄に要する  
總べての費用を最も綿密に算出し、  
指値ありし場合はこれと比較して、  
若し買値の方高ければこれを委託  
者に照會して其の指圖を待つべし。  
而して買付終らばこれを委託主に  
送附すると同時に、買付計算書を作  
成し、これに荷造運送費用及び保險  
料を立替へしときはこれをも附記  
し、尙買付手数料を加算して發送す  
べし。買付手数料は同業組合により  
て一定せられしものあり。又買付  
商品に對し立替拂をなせしときは、

印紙 買付計算書

一日扇印天竺金巾 拾箱

壹箱ニ付金百九拾五圓替 壹箱五拾反入  
此代金千九百五拾圓也

荷造及諸雜費 金拾五圓也  
運送保險料 金五圓七拾五錢也  
手數料 金參拾九圓也  
計金五拾九圓七拾五錢也

合計金貳千〇九圓七拾五錢也  
右之通り買付致シ本日鐵道便ヲ以テ  
御送附申上候也

大正九年一月十二日

大阪市東區北太郎町四丁目

筒井商店 印

廣島市材木町

村本商店御中

印紙 賣上計算書

一豊橋丸積 ヲ粕 壹千俵

皆掛 內目缺 貳萬參千八百五十貫  
此賣上代金九千五百四拾圓也  
但拾貫ニ付四圓也

賣上諸費用 陸揚倉入費 一俵ニ付參錢  
倉敷料 一俵ニ付壹錢貳厘  
火災保險料 百圓ニ付參錢五厘  
荷爲替立替金 金參拾八圓四拾六錢也  
賣上手數料 賣上代金ノ四歩

計金四千參百八拾參圓六拾參錢  
差引金五千壹百五拾六圓參拾七錢也  
正味御手取金

右之通り相違無之候也

大正九年一月十五日

廣島市大手町一丁目

平井商店 印

北海道小樽區

大西商店御中



委託販賣  
の手續

利子をも計算する場合あり。但し買付計算書の金額に對しては、問屋より荷物發送と同時に荷爲替を取組むこと多しとす。委託販賣の場合に於ても、指値あるときは勿論、指値なき場合と雖も、荷主より送り來れる送狀金額を下ることなきやう努力すべし。而して委託品を賣却したるときは賣上計算書を作り、賣上金額中より立替金販賣諸費用及び手数料を差引して、殘額即ち委託者の純手取金を示し、これを委託者に送金すべきものとす。

賣上計算  
書

第二十八課 仲立人及び運送店

仲立人の  
意義

仲立とは、廣く他人より委託を受けて商業の媒介・周旋を行ふ業務なれども、代理店・問屋とは其の趣を異にし、單に取引希望者の爲に、其の相手方を見出して、兩者の間に取引を行はしめ、双方より手数料を受くるを業とするものなり。されば仲立人の媒介・周旋をなす相手方は常に變動するを以て、世間に散見する代理店の如く一

仲立人の  
責任

定の人の爲に商業の媒介をなすものと異なり、又商取引には決して自己の名義を用ひざるが故に、自己の名義を以て取引をなす問屋とも異なるなり。

かくの如く仲立人は取引の相手方を求むるもの、爲に媒介・周旋をなせども、賣買上の責任は一切負擔することなし。但し一方の氏名を他の相手方に知らしめずして仲立をなしたるときは、其の氏名を知らざりし取引者に對しては責任を負ふものとす。

仲立人には商品仲立人・手形仲立人・保證仲立人・船舶仲立人等あり。何れも取引希望者をして、少額の口錢を支拂ふのみにて適當の相手方を得せしむるを以て、極めて便利なるものなり。而して仲立人の營業上の義務としては、仲立により取引成立したるときは、取引者の氏名・仲立の要領・年月日等を記入せる仲立人證書二通を作り、一通宛取引者に交付し、仲立人の帳簿にも同様の記載をなし置

仲立人の  
義務



運送店の  
意義  
運送店の  
業務

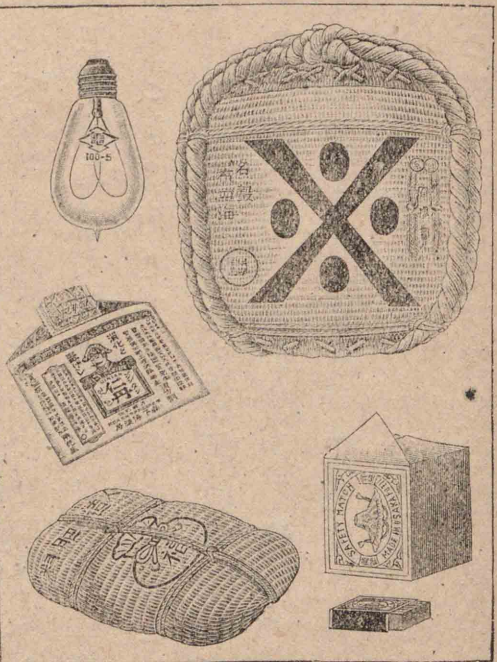
くべきものとす。又取引が見本にて行はれたるときは、其の見本を保管して後日の参考に供する義務あり。  
運送店は一に廻漕問屋又は運送取扱人とも云ふ。荷送人と運送業者との間に立ちて自己の名義にて運送の取次をなす者なり。而して運送取扱人は單に取次をなすのみならず、途中の積換及び荷受主への配達も行ひ、しかもそれが爲に特に手数料を收受せざることあり。故に荷送人より運送業者に直接依頼するよりも、運送取扱人に託する方反つて便利なることもあるなり。

### 第二十九課 商標登録

商標の意  
義と其の  
必要  
商標の效  
果

商標とは商品に用ふる標章なり。即ち營業者が自己の製造又は販賣に係る商品を表示する爲に用ふる文字・圖形又は記號をいふ。商品に一定の商標を附し、他人をして其の商品の信用を侵害することを得ざらしむるときは、需要者は安んじて所用品の購入をな

商標登録  
の要件



し得べく、販賣者も亦十分に販路の擴張をなし得べし。これ商標登録の制度の存する所以なり。

商標とし  
て用ひ得  
ざる圖形

業を開始せずとも、又其の商標は使用し居らずとも、將來營業開始或は其の商標使用の目的あれば登録することを得べし。但し秩序・風俗を紊す虞あるもの、及び菊花御紋章と同一又は類似の圖形を有するものは、商標として用ふることを得ざるものとす。又商標登録は、其の登録者に專用權を有せしめたるものなれば、他



公知商標  
模造使用  
の禁止

商標登録  
の手續

商標の賣  
買

人は其の登録商標と同一又は類似のものを同一商品に使用し得ざることを勿論なれども、假令登録なくとも既に世人に普ねく知れ渡れる商標なるときは、これと同一又は類似のものを使用することを得ざるなり。

商標登録は、願書に商標の見本を添付し、これを附すべき商品を指定して農商務省特許局に出願すべし。商標料は一商品・一商標毎に二十圓にして、登録の日より滿二十年間專用權を得期間滿了したるときは更に二十年間を一期として繼續を出願し得るを以て、一旦登録を受けたる商標は永久に保護を受くるを得べし。

一の商標にして世の信用を博するときは、商號と同じく高價に賣買せらるゝことあり。但し商標の賣買は其の商品の販賣權と共にするを要するものにして、商標權移轉の場合には、商標權設定の際と同じく移轉の登録をなすべきものとす。

第三十課 特許意匠及び實用新案登録

特許意匠  
及び新案  
登録の必  
要

新規の發明をなすか若しくは意匠を考案し、又は實用的の工夫をなしたる場合には、商標登録によりてこれを保護するのみならず、其の發明意匠、新工夫を案出者に專用せしむる爲に、特許法、意匠法及び實用新案法の三法律あり。

特許

特許を受  
くべき發  
明の要件

特許法は工業上の發明をなしたるものを保護する法律にして、一の發明につき特許を受くるには、其の未だ嘗て我が帝國內にて知られず、用ひられず、又出版物にも記載せられたることなき、最も新規なるものなるを要す。但し假令其の發明は新規なりとも、飲食物嗜好物、醫藥及び其の調合法に關するもの、若しくは秩序又は風俗を紊し、或は衛生を害する虞あるものなるときは、特許を受くることを得ざるなり。

特許登録  
の手續

特許は願書に發明の内容を記せる明細書及び必要の圖面を添へ



特許期間と料金

て、農商務省特許局に提出してこれを請求すべし。特許の専用期間は十五年間にして、期間満了後尙十箇年迄は延長を請求することを得るなり。

特許出願料金

第一年乃至第三年	登録の時一時金	金二十圓
第四年乃至第六年	毎年	金二十圓
第七年乃至第九年	同	金二十五圓
第十年乃至第十二年	同	金二十五圓
第十三年乃至第十五年	同	金二十五圓

特許延期の料金

第一年乃至第三年	登録の時一時金	金百五十圓
第四年乃至第六年	毎年	金七十圓
第七年乃至第十年	同	金百圓

意匠

意匠法は、物品に應用すべき形状模様色彩等につき新規意匠を案出したるとき、これを保護する法律にして、其の意匠の既に公知公

意匠登録を受くべき意匠の要件  
意匠登録手續

用せらるゝか、菊花御紋章と同一又は類似の形状模様を有するか、又は秩序風俗を紊し、世人を欺瞞する虞あるものを除き、特許の場合と同様の手續の下に専用権を得るものにして、其の専用期間は十箇年なり。

意匠特許料金

第一年乃至第三年	登録の時一時金	金三圓
第四年乃至第十年	毎年	金三圓

實用新案

其の登録  
新案専用  
期間及び  
登録料

實用新案法は、物品の形状構造、又は組合せに關し、實用的なる考案をなしたるとき、これを保護する法律にして、意匠の項に於て説明したると同一の例外を除きたる新案は、特許局に出願して登録を受くることを得べし。其の専用期間は三箇年にして、期間満了後尙三箇年の延長を請求することを得。

登録料 一件十五圓 延期登録 一件三十圓

特許權、意匠權及び實用新案權は、他人に讓渡することを得るもの

特許意匠  
新案の讓  
渡



萬國工業  
所有權保  
護同盟條  
約

にて、讓渡したる場合は必ずこれを登録すべきものとす。  
以上の專用權は我が國內のみに限るものなれども、我が國は明治  
三十二年七月十三日、萬國工業所有權保護同盟條約に加入せしを  
以て、同盟國に於て適法の手續を行へば、商標特許意匠及び新案の  
專用權を有することを得るに至れり。

新定商業教科書卷一終

大正八年二月六日印刷  
大正八年七月九日發行  
大正八年八月二十日訂正發行

新定商業教科書  
定價  
卷一金二十五錢  
卷二金二十八錢  
簿記篇金二十錢

大正十年  
臨時定價  
四拾八錢



著作

廣鳴縣教育會

發行所 合資六盟館

右代表者 杉本七百丸

印刷所 高橋郁

發行所  
發賣所

東京市日本橋區  
鐵砲町三番地

合資六盟館

電話特長神田一三六四番  
振替口座東京一二五五〇番

廣嶋市鹽屋町

合資廣嶋積善館

電話特長三五〇番 振替口座大阪二〇五一番



